

第 3 回

総務文教小委員会会議録

平成 1 5 年 1 1 月 2 6 日 (水)

一宮市・尾西市・木曾川町合併協議会

第3回 総務文教小委員会

○日 時 平成15年11月26日(水) 午後2時00分

○会 場 一宮地場産業ファッションデザインセンター 2F第1会議室

○出席委員(9名)

| | | | | | |
|-----|-------|-----------|------|-------|-----------|
| 委員長 | 梶田 信三 | 一宮市議会議員 | 副委員長 | 川井 勇 | 木曾川町議会議員 |
| 委員 | 服部 豊 | 尾西市議会議員 | 委員 | 常川 雄次 | 一宮市学識経験者 |
| | 友定 良枝 | 一宮市学識経験者 | | 青木 隆子 | 尾西市学識経験者 |
| | 橋本 照夫 | 尾西市学識経験者 | | 葛谷 昭吾 | 木曾川町学識経験者 |
| | 松村真早美 | 木曾川町学識経験者 | | | |

○議事日程

1. 開会

2. 議題

(1) 協議事項

協議総文第 3号 納税関係事業について
協議総文第 4号 消防防災関係事業について
協議総文第 5号 市(町)立学校の通学区域について
協議総文第 6号 文化振興事業について
協議総文第 7号 コミュニティ施策について
協議総文第 8号 その他事業について

(2) 提案事項

協議総文第 9号 議会の議員の定数及び任期の取扱いについて
協議総文第10号 地方税の取扱いについて
協議総文第11号 町名・字名の取扱いについて
協議総文第12号 消防団の取扱いについて
協議総文第13号 姉妹都市、国際交流事業について
協議総文第14号 交通関係事業について

協議総文第 15 号 学校教育事業について（その 1）

協議総文第 16 号 社会教育事業について

協議総文第 17 号 使用料、手数料等の取扱いについて

協議総文第 18 号 補助金、交付金等の取扱いについて

3. その他

- ・総務文教小委員会の日程について

4. 閉会

○森 輝義事務局長

お待たせをいたしました。皆様おそろいになりましたので、ただいまから「第 3 回一宮市・尾西市・木曾川町合併協議会 総務文教小委員会」を開催いたします。

本日の出席状況でございますけれども、委員総数 9 名のうちご出席が 9 名となっており、小委員会規程第 6 条第 2 項の規定により開催要件を満たしておりますことをご報告申し上げます。

それでは、梶田委員長さん、よろしくお願い申し上げます。

○梶田 信三委員長

皆さんこんにちは。大変暖かい天気になりましたけれども、今日は何かとお忙しいところ、第 3 回の総務文教小委員会にお集まりをいただきましてありがとうございます。本日は、先回の協議会提案事項を始め、今回の提案事項、先回もたくさんありましたけれども、今回かなり膨大な数、上っておりますので、どうぞ委員の皆様、議事運営に格別ご協力をいただき、適切なるご協議をいただきますようお願いを申し上げます。ごあいさつとさせていただきます。

それでは、早速でございますが、本日の議題の協議総文第 3 号の協定項目 23-5、納税関係事業についてを議題とさせていただきます。

資料の 1 ページをお開きいただきたいと思います。

先般、10月24日の第 2 回小委員会で提案をされ、ご協議をいただき、各市町へお持ち帰りになられたと思います。なお、先回、調整方針案の修正をという貴重なご意見をいただきまして、事務局から修正をされた形で調整案が示されておりますので、事務局から修正案につきまして説明をお願いします。

はい、事務局。

○伊神 正文事務局課長

失礼いたします。お手元の方に、テーブルの上に乗せさせていただきました納税関係事業の調整内容、こちらの方をお願い申し上げたいと思います。

○梶田 信三委員長

事務局申し訳ないですけど、順番の納税関係の資料 1 の添付されている資料、ここから 1 回念のために復習の意味で読んでください。その上でお願いします。

○伊神 正文事務局課長

それでは、次第の、はねていただきまして、1 ページをお願い申し上げます。

協議総文第 3 号、納税関係事業について、協定項目第 23-5 号。

調整方針でございます。(1) 尾西市・木曾川町の督促手数料については、一宮市の制度を適用し合併時に廃止する。

(2) 納期前納付報奨金については、同一の制度のため現行のとおりとする。

(3) 口座振替については、一宮市の制度を適用する。

(4)、ここのところが若干修正をかけさせていただいたところでございます。納税組合については一宮市のみ現行どおり実施するものとするが、将来的には廃止の方向で検討するものということで、調整方針を掲げさせていただいております。

これは、前回、委員さんの方から、前回の納税組合の調整方針といたしまして「一宮市のみ現行どおり実施する」ということで、事務方の方から提案させていただきましたが、一宮市についても将来的に廃止の方向でどうだといったご意見を頂戴いたしまして、改めてこの調整方針案として提案させていただいたものでございますので、よろしくお願い申し上げます。

○梶田 信三委員長

ただいま前回の提案のときの議論も踏まえながら、事務局の方から修正案について説明がございました。先回以降、皆様方、お持ち帰りいただいて、それぞれご検討されたと思いますが、この議案についてご意見がありましたらお願いいたします。

はい、服部委員。

○服部 豊委員

前回の意見を踏まえて、この調整案で、(4)ですね、将来的には廃止の方向で検討すると示されましたけれども、やっぱり不公平があつてはいけないということで、前回意見も出ていたわけですね。この表現ですと、ちょっと余りにも弱い気がするのですね。やはり「速やかに廃止の方向で検討する」とか、これは時期を区切るわけにはまいりませんが、やはりこの表現だと、かなり長い期間継続されるようなふうにもとれるわけですので、できるだけ早く廃止していくんだということを明記するために、「速やかに」とか、そういう言葉を私は入れていただくべきだと思いますけれども。

○梶田 信三委員長

事務局、いかがですか。

○伊神 正文事務局課長

今、服部委員さんのご意見ももつともなところだと考えておりますが、私ども心情的には、今、服部委員さんおっしゃったとおりで、できるだけ早期に廃止の方向で検討していきたいと。たまたま表現的には「将来的には」と表記はしておりますけれども、心情的には、今おっしゃった服部委員さんの意見同様、できるだけ早期に廃止してまいりたいと考えております。

ただ、相手方の意向もありますので、行政側から一方的に、この日までと、何年以内といったことは、なかなかこちらから申し上げづらいところがございますので、しばらくお時間を頂戴して調整を図ってまいりたいと考えております。できますならば、この表現のままでお認めいただきたいと考えております。

○梶田 信三委員長

服部委員さん、文言の裏にはそういう意味が含まれているようですが、いかがでしょうか。

○服部 豊委員

これも会議録に載るわけですね。はい、わかりました。

○梶田 信三委員長

他の委員さん、いかがでしょうか。

はい、葛谷委員。

○葛谷 昭吾委員

廃止の方向で検討するということですが、これは合併してからのことですか。木曾川町の場合ですが、16年度からは納税組合は廃止ですけどね。

○梶田 信三委員長

はい、事務局。

○伊神 正文事務局課長

おっしゃったとおりでございます、今の調整方針案というのは、合併後の話でございます、合併前には一宮市の場合はこのまま残るといったことをご理解を頂戴したいと思います。

○梶田 信三委員長

はい、葛谷委員。

○葛谷 昭吾委員

そうしますと、木曾川町の場合は、合併してからでも廃止の方向に進めばいいということですか。

○梶田 信三委員長

木曾川町は木曾川町のご事情があって、それぞれ進められていると思いますが、合併とは関係なしにと思います。

○葛谷 昭吾委員

そうしたら、まだ納税組合を合併してからも続けていなければいけないということかね。

○梶田 信三委員長

はい、どうぞ、助役さん。

○永井 貴光副幹事長

木曾川町の助役でございますが、木曾川町の場合は、平成15年度をもって納税組合は廃止するというので納税組合の組合員の方にご理解をいただいておりますので、よろしくお願ひします。

○梶田 信三委員長

はい、葛谷委員。

○葛谷 昭吾委員

では、16年度は1年間はなしで、また合併してから組合をつくるという考えかね。

○梶田 信三委員長

今のご説明は、木曾川町は15年度をもって廃止をするということでございますので、合併してから、もちろん廃止でそのまま、合併してからも、例えば一宮市は若干廃止に向けて努力をいたしますから、若干の期間は要りますけども、木曾川町については、もう既に

その時点では廃止ですので、もうずっと廃止ということだと思いますが。

いいですか、それで。

はい、どうぞ。

○川井 勇副委員長

木曾川町の川井です。

今、納税組合のあり方でございますが、なかなか服部先生、立派なことをおっしゃって、ご苦労さんでございます。私もその意見と同様です。一宮さんの今、課長さんの説明、私は納得がいきません。これは、やはり建前は対等の精神ということでございますので、恐らく建前だと思いますが、少なくとも、1市1町がそのような形で進めていこうとするならば、もう少し深く吟味をされるのが本来ではなかろうかと、私はこんなふうに思うわけでございます。その辺をもう少し具体的にご説明をいただきたいと思います。

これは、以前のすり合わせの状況のときでもお話を若干進めておいたわけですが、どうもこの文言では非常に弱いではなかろうかなと。だから、きつい言葉ですが、私どもの方の5%から始まっていったことなのですが、私も納税組合の組合長の一員でございますが、あくまで行政側の方からこういう数字ページをつくり上げられ、年度も精査され、来たわけでございます。その辺、専門的にもお言葉をいただければありがたいと、こういうことでございます。とりあえず1点聞かせてください。

○梶田 信三委員長

はい、助役。

○山口 善司幹事長

一宮市の助役でございます。

ただいま副委員長の方からお話ございました。一宮市の納税組合につきましては、現状、この資料にございますように53組合がございまして、ここ二、三年で半数以上、既に解散をいたしております。ただ、今即答しかねると申しますか、これは行政といたしましては、廃止の方向に向けて現在検討しているところでございます。

ただ、これは一宮市の今の事情を申し上げますと、現在納税組合長が不在でございまして、つい先日逝去されまして、現在その納税組合の組合長がみえない、新たに選出された後、行政の方からこの廃止について提示をしてまいりたいということで、これが15年度、これでほぼ年度内にこれができるのか、できないのか、今のところ確約できませんが、いずれにいたしましても、早急にこの方針について、行政サイドからその旨申し上げまして、お願いをいたしてまいりたいと、考えておるところでございます。

○川井 勇副委員長

助役さん、ありがとうございました。少なくとも努力をすると、こういう言葉が耳に入ってくるわけですが、もう少し私は具体的にお話をさせていただきたいなど。あくまで行政主導だと思うのですね。これはあくまで納税組合です、納税貯蓄組合ではございませんので、その辺、ひとつ私は法律のことは弱うございますが、もし時間があればお聞かせ願って、ひとつご議論をしたいと、こういうふうに思いますが、また後ほどお時間がありまし

たらお聞かせください。

以上で終わります。

○梶田 信三委員長

はい、ありがとうございました。

いずれにいたしましても、合併をする、しないにかかわらず、一宮市としても当然納税組合は廃止の方向に向けて努力をすると、当然のことでございますので、ぜひ。

はい、友定委員、お願いします。

○友定 良枝委員

すみません、ちょっと質問したいのですが、下調べはしたんですけど、納税組合自体の存在意義というか、多分意味があって、組合があったと思うんですけど、今、時代の流れで口座振替とか、いろいろできてきたと思うのですが、そこら辺のところをお聞かせ願いたいんですけど。ちょっと初歩的な質問ですすみません。

○梶田 信三委員長

はい、どうぞ、事務局。

○東元 徹夫税務分科会長

尾西市税務課の東元でございます。

今お話ございましたけれど、もともと先ほどお話がございましたように納税貯蓄組合というものがございました。これは、国と地方が一体になりまして収納していくために、戦後、昭和30年頃に、納税貯蓄組合、すなわち法定組合でございますが、できてまいりました。その後国税につきましては、そういう納税組合というものがなくなりまして、今おっしゃられましたように、口座振替の方へ国税については移行しています。その後、法定の納税貯蓄組合とは別に、任意組合の納税組合というものも、私ども尾西市につきましても多くございました。

ですから、現在はございませんけど、尾西市におきましても、法定の納税貯蓄組合と任意の納税組合というもの、二本立てでやってきまして、地域の皆様方へ納税の収納のご努力をいただいた経緯がございます。それで、私は尾西市といいますか、これはほかの市町でもそうでございますが、もともとは納税を地元の方に取り扱っていただきまして、そういった報奨金というものもお支払いしておった時期もあったわけでございますが、これもなくなってございまして、納税組合自体も、先ほど説明がありましたように、時代とともに変わっておるのは事実でございます。

以上でございます。

○梶田 信三委員長

友定委員さん、よろしいでしょうか。

○友定 良枝委員

ちょっと正直言って、わかったような、わからないような説明だったのですが、私の理解力が多分ないせいだと思うのですが、ということは、ここにもありますように、やっぱり廃止しても当然とまではいかないのですが、差し支えない制度というか、組合と

ということですよ。

○梶田 信三委員長

納税がなかなかできなかった時代に納税組合をつくって、納税を皆さんにお願いしたということですが、今は、おっしゃったように銀行振り込みとかいろいろな方法がありますので、納税の方法も多岐にわたって、十分その納税といいますか、その意識が高まったといいましょか、ですから、ある意味で、その存在意義がなくなったということではないかと思ひます。

○川井 勇副委員長

もう一件だけ聞かせてください。愛知県下88市町村あるうちに、今のこの納税組合が活動しとる市町村は、27万、8万の立派な一宮さんの助役さん、ご存じだと思ひますが、お聞かせをいただけませんか、それで終わります。

○梶田 信三委員長

はい、事務局、どうですか。

○伊神 正文事務局課長

申し訳ありませんが、本日、資料を持ち合わせておりませんので、お答えできかねますので、よろしくお願ひ申し上げます。

○梶田 信三委員長

ということですが、今、例えば時間がある程度いただければ、それわかりますか。それとも、やはりこれは持ち帰らないとわかりませんか。

では、この会議中にちょっと調べておいてください。

○伊神 正文事務局課長

調べます。

○梶田 信三委員長

それでは申し訳ありません。とりあえず納税関係の部分について、ほかにどなたかご意見がございましたら。

はい、どうぞ、橋本委員さん。

○橋本 照夫委員

私も納税組合長は長くやらせていただいて、両面あるのです。メリットも正直言っております。地域としては報奨金を頼りにやれるということで、私たちはこの組合組織をなくすということは猛烈に反対したのです。でも、委員長がおっしゃったとおり、時代とともに、これはもうその存在価値がないだろうという判断で行政が一斉にやりましたので、こんな一宮市のように一部残っているというような、こんな中途半端な制度は、私はないと思ひます。やるなら全市、やらないなら全市、こういうことを決めるのは多分市議会でお決めるのでしょうか、違ひますか。

○梶田 信三委員長

それは、行政側です。

○橋本 照夫委員

いずれにしても、流れとしては廃止ということですから、うちの方の服部委員さん、まだ優しい言い方で、「速やかに」とかの程度で抑えられたけど、私に言わせると直ちにと
いう話です。それが当然だと私は思います。その辺のところ、抵抗があったり、いろい
ろあると思いますが、やはり行政側としては、そういう指導のもとで、私はこの問題は進
めて行ってほしいと思います。

○梶田 信三委員長

はい、ありがとうございました。橋本委員さんのこのようなご意見ですけども、当局は
いかがですか。例えば、将来的には廃止の方向で検討すると。将来的には「なるべく早
く」とか、そういう文言をつけることについてはいかがですか。

どうぞ。

○伊神 正文事務局課長

今、各委員さんからいろいろ納税組合の廃止についてご意見を頂戴しました。先ほど
「将来的には」という表記をしたものの、心情的には服部委員さんのお考えと一緒に
ことを申し上げましたが、この調整方針、「将来的には」という言葉にこだわるつもりは
ございませんので、もしこの「将来的には」を「できる限り速やかに」といった表現に改
めさせていただいて、ご決定いただければと考えておりますので、よろしくお願
い申し上げます。

○梶田 信三委員長

どうですか、皆さん。

それでは、そのところの文言を「一宮市のみ現行どおり実施するが、できる限り速やか
に廃止の方向で検討する」と、よろしいでしょうか。

そんなところで、ひとつよろしくお願ひします。

それでは、総務文教の第3号については、ただいまのその文言、一部修正するとい
うことで、承認していただけますでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○梶田 信三委員長

ありがとうございます。

それでは、協議総文第3号、承認をさせていただくことに決まりました。

続きまして、第4号の調整項目23-6の消防防災関係事業についてを議題とさせてい
たきます。

資料の2ページでございます。

では、事務局より改めてお願ひします。

○伊神 正文事務局課長

それでは、次第の2ページ、協議総文第4号、消防防災関係事業について、協定項目第
23-6号。調整方針、読ませていただきます。

(1) 消防防災関係事業については、原則として一宮市の制度を適用するものとする。

(2) 少年消防クラブ等の防火協力団体については、原則として一宮市の制度に統合す

るものとする。

(3) 地域防災計画については、新市において速やかに策定するものとする。

(4) 防災会活動の推進については、一宮市の制度に合わせるものとする。また、自主防災組織への補助金については、尾西市の制度を適用するが、訓練実施組織への補助は廃止するものとし、資機材購入費補助については、見直しの上実施する。

よろしく願い申し上げます。

○梶田 信三委員長

以上、消防防災関係事業についての説明が終わりましたが、これにつきましても、先般お持ち帰りをいただいて検討されたということになっておりますが、何かご意見がございましたらお願いいたします。

はい、青木委員さん、どうぞ。

○青木 隆子委員

すみません、今の調整方針の4番ですけれども、前のときに説明いただいたかもしれませんが、この「防災会活動の推進については、一宮市の制度に合わせるものとする」、この後です。「また、自主防災組織への補助金については、尾西市の制度を適用するが、訓練指導組織への補助は廃止」、これの意味がわからないのです、お願いいたします。

○梶田 信三委員長

はい、事務局。

○伊神 正文事務局課長

前回お渡しいたしました協議附属資料23-6の消防防災関係事業をお開きいただけますでしょうか。3ページでございます。

3ページの6、自主防災組織等の育成指導のところの3の防災会活動の推進のところを見ていただきますと、防災会活動の推進については一宮市の制度に合わせるということでございますので、①の自主防災会リーダー研修会、あるいは連区防災訓練、③の消火器等取扱い訓練等、この活動については一宮市が充実しているといったことで、この一宮市の制度に合わせるということでございますが、尾西市の防災会活動の推進のところ①といたしまして訓練実施組織への補助といたしまして、1世帯当たり100円をお出しになってみると。それから②の資機材購入費補助といたしまして、ホースとか消火器の購入費の2分の1を補助しているといった事業をおやりになっておみえになります。このうちの①の1世帯当たり100円の補助というのを今回やめさせていただきまして、下の方の②の資機材購入費補助、これを見直しの上と書かせていただいておりますが、例えば補助率をアップ、あるいは購入物品の範囲を広げるといったことを協議させていただきまして、こちらの方を全市的に広げていきたいといったことでございます。

○梶田 信三委員長

よろしいですか。

ほかにございませんでしょうか。よろしいですか。

では、他にご質問もございませんので、協議総文第4号につきましては、原案どおり承

認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○梶田 信三委員長

はい、ありがとうございました。

それでは、協議総文第4号は、原案のとおり承認をされました。

続きまして、協議総文第5号、協定項目第23-24、市(町)立学校の通学区域についてを議題とさせていただきます。

資料の3ページをお開きいただきたいと思います。

これについてもお持ち帰りをいただきましたが、とりあえずもうちょっと読んでください、事務局。

○伊神 正文事務局課長

3ページをお開きください。

協議総文第5号、市(町)立学校の通学区域について、協定項目第23-24号。調整方針、読ませていただきます。

当面は現行どおりとするが、新市において小中学校通学区域審議会等を開催し、小中学校の適正規模と通学距離の適正化等について検討を行うものとする。

以上でございます。

○梶田 信三委員長

はい、ありがとうございました。

これについても、委員の皆様方、ご意見をお聞かせいただきたいと思います。

ご意見もございませんようでございますので、原案のとおり承認することでご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○梶田 信三委員長

はい、ありがとうございました。

それでは、協議総文第5号は、原案のとおり承認されました。

続きまして、協議総文第6号、協定項目23-26、文化振興事業についてを議題とさせていただきます。

資料の4ページをお開きください。

事務局、お願いします。

○伊神 正文事務局課長

4ページをお願い申し上げます。

協議総文第6号、文化振興事業について、協定項目23-26号。

調整方針でございます。

(1) 文化、レクリエーション団体については、合併後2年以内に統合するものとする。

(2) 美術展については、合併時に統合するものとする。

(3) 文化財の保護、管理については、一宮市の制度に合わせるものとし、文化財めぐ

り等については、合併時に統合するものとする。

(4) 文化ホール事業については、現行のとおり継続し、尾西市民会館友の会については、新市においても適用するものとする。

以上でございます。

○梶田 信三委員長

これについても、委員の皆様方、ご意見がございましたらお願いいたします。いかがでございますか。

はい、服部委員。

○服部 豊委員

(3) の文化財の保護、管理については一宮市の制度に合わせるということでもありますけれども、この指定文化財の保護に関しての補助を一宮市は行ってみえるわけですが、尾西市においても文化財保護審議会への委託という形で行われているようなのです。それで、中身を見ると、どうも一宮市でやっていた方が言ってみれば手厚い保護といたしますか、やられているようですが、そういうふうに理解してよろしいでしょうか。

○梶田 信三委員長

はい、事務局。

○伊神 正文事務局課長

前回の附属資料の1ページでございますが、4番の文化財保護事業、一番下でございます。今、服部委員さんのお尋ねで一宮市が手厚いのではないかといたことでございますが、内容的に見るとそうであろうと。ただ、金額的には、一宮市、母体が大きいものですから、尾西市、木曾川町に比べると金額は伸しておりますが、それだけではなく、無形3分の2、有形2分の1といったことで、ただ、これについては、所有者から申請主義で、例えばこれの修繕とか、これの保護のためにといった申請主義で、それを検討というか調査して、適当と認めれば補助金を出す制度であります。

尾西市においては、調査したところ、文化財保護審議会へ委託ということで、すべての保存団体に60万円が分配されているようであります。ですから、姿といたしましては、真に文化財保護のために必要な経費を補助するといった形で、その形態からもいって、一宮市の制度の方が望ましいあり方であろうと考えておりますので、このような調整にさせていただきます。

以上でございます。

○梶田 信三委員長

はい、服部委員。

○服部 豊委員

はい、わかりました。

それから、(4) の市民会館友の会の関係ですが、これは、新市においても適用するということでもありますけれども、これは尾西市の市民会館友の会は継続するというこ

とで、ここに新市のすべての市民が対象になって応募をするということなのか、それとも、これもやるが、一宮市の市民会館でも友の会組織をつくっていくのだということなのか、どういうことなのでしょう。

○梶田 信三委員長

はい、事務局。

○児玉 喜義一宮市教育委員会市民会館事務局長

一宮市の市民会館事務局の児玉と申します。よろしくお願いたします。

今お話いただきました一宮市民会館につきましては、現在友の会の制度はございませんので、新市ができた段階では、尾西市さんののを基本としまして、新しい新市の友の会の制度をつくっていければというような考えであります。ですから、当面は尾西市さんの負担金につきましては、現在そういう制度がございますので、そのまま生かして、それを全市、いわゆる新しい市全体でそれをやるかということになりますと、まだいろいろと詰めないといけない部分もございますので、今はっきりしたことは私の方では申し上げることはできませんので、よろしくお願したいと思っております。

以上でございますが、よろしゅうございますか。

○梶田 信三委員長

はい、服部委員さん、尾西市でそのいい制度を取り入れておみえになるということで、これは当面そのまま継続はしていこうということでございますが、どうも全市的に一斉にやるということではないというふうな感じでございますが、よければそれは検討するということだと思うのですが、いかがでしょうか。

はい、どうぞ。

○服部 豊委員

やはり新しい市になって、全体が一つの市民になるわけですので、この尾西市の市民会館友の会は継続して、対象とするのは旧尾西市にお住まいの方だけですよというようなことはできないわけですね。そうすると、36、7万の市民を対象にして会員数1,500人なんていうと、これは大変な混乱が起きますよね。現に尾西市でも、早朝から並んで会員券を購入されるということで、入手するのに非常に困難を来しているという状況もありまして、できましたら、会館ごとの友の会というものをつくっていただいて、それで実施していくべきではないかと思うのですけれどもね。まだ今のところどうもよくわかっていないということでもありますけれども。

○梶田 信三委員長

事務局の方、いかがでしょうか。確かにおっしゃるように、新市においてその友の会が発足をするといたしますと、尾西市民会館でおやりになる会館の友の会は、旧の尾西市民の皆さんだけではなくして、新市ですから全部が対象になるわけですね。そうすると大変なことになる。これは、そういうことを考えれば、それぞれの市民会館でも、そういう友の会の組織をつくるのがいいのではないかとはい思いますけれども、私の個人的な意見でございますが、いかがでしょうか。

○児玉 喜義一宮市教育委員会市民会館事務局長

どうも再度失礼いたします。先ほどちょっと私申し上げましたのは、尾西市さんの現行の制度を、そのまま尾西市さんの部分でというようなお話を申し上げたのですが、今ご指摘いただいたように、ちょっとそういうのでは確かにまずいというようなことで、調整の結果では、尾西市さんの制度を基本的には適用していくということで、あと会費だとか定員、特典等が、そういう制度にはございますので、そういうものについては、合併後、速やかに調整をして、具体的なものをつくって適用していきたいというような考えであるということでございますが。

○梶田 信三委員長

合併後は尾西市の市民会館の友の会という名称ですよ、これありますが、それは例えば一宮市の市民会館でも、そういう一宮市民会館の友の会というような形で、そういう友の会というような組織をそれぞれ市民会館へつくるというか、適用するということですか。それとも。

○児玉 喜義一宮市教育委員会市民会館事務局長

失礼します。それぞれの市民会館を友の会というような形ではなくて、あくまでも一体の友の会という形にいわゆる拡大するといいますか、2市1町のすべてを対象にしたものに変えていくということで、そのもととなるのが現行の尾西市さんの制度をもとに調整をさせていただくということで、若干その辺の手直しはする必要が出てくるかと思っておりますけれども。

○梶田 信三委員長

といいますと、名称は尾西市民会館友の会になっていますけど、新市になれば、新市の市名のまちの名前の友の会とか、そういうふうに統一されるということですよ、当然。はい。

○児玉 喜義一宮市教育委員会市民会館事務局長

そういうことでございます。ちょっと私申し上げたのは誤りでございますので、訂正してお詫び申し上げますけれども。

○梶田 信三委員長

私が聞いて、すみません。

はい、橋本委員、どうぞ。

○橋本 照夫委員

及ばずながら、私も市民会館友の会の運営を少しお手伝いさせていただいて、あえて申し上げますのですが、この制度は、当初は非常に難しく、スタートした二、三年は困難でしたけれども、最近になって非常に好評なのです。それは役所がかなり負担しているわけですから、市民にとっては大変ありがたい制度です。これを、もしできるなら全市、私は何とか取り入れてやっていただきたいと思います。これは市民に対するサービスだと思うし、そうすることによって、催し事も充実するのです。ほとんどの行事が満席なのです。

そういうことですから、負担は大きいでしょうけども、これは市民サービスの一貫として、私は新市の場合、全市で、調整は難しいかもしれませんが、内容によって違いますからね、一宮市と尾西市と木曾川町とは違うかもしれませんが、委員長がおっしゃったように、対象は全市民ですから、わずか1,200しか入られない器で、30何万の中から会員は、これだけというのはどうなのでしょう、随分混乱するような気がしてならないのですが、何とかそこら辺は調整できませんかね。

○梶田 信三委員長

そういうご意見ですが、先ほど事務局からお話があったのは、いずれにしても、新市になれば全体でそういうことも検討するという答弁だと思いますが、それでよろしいですか。

はい、どうぞ。

○児玉 喜義一宮市教育委員会市民会館事務局長

今おっしゃったように、若干問題点もございますので、その辺をいい制度にするためにも、調整をさせていただければと思っておりますけれども。そういうことでよろしく願います。

○梶田 信三委員長

はい、わかりました。橋本委員さん、よろしいでしょうか。

○橋本 照夫委員

はい。

○梶田 信三委員長

では、すみません、ほかにご意見がございましたら、いかがでしょうか。

はい、どうぞ、青木委員さん。

○青木 隆子委員

木曾川町さんは、市民会館にかわる施設というものはあるのですか。

○川井 勇副委員長

一切ございません。

○服部 豊委員

文化会館つくります。

○川井 勇副委員長

いや、まだこれは架空でございますので。ひとつ、格段の協力を。

○梶田 信三委員長

はい、事務局。

○永井 貴光副幹事長

文化会館については、川井委員さんからご発言ございましたが、新市建設計画の中に入っておりますので、よろしく願います。

○梶田 信三委員長

ということでございます。

ほかにご意見は、ありませんでしょうか。

では、他にご質問ないようでございますので、第6号につきましては、原案どおり承認することをご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○梶田 信三委員長

ありがとうございました。

それでは、協議総文第6号は、原案のとおり承認されたものといたします。

続きまして、協議総文第7号、協定項目23-27、コミュニティ施策についてを議題とさせていただきます。

資料の5ページをお開きください。

事務局、説明をお願いします。

○伊神 正文事務局課長

5ページでございます。

協議総文第7号、コミュニティ施策について、協定項目23-27号。

調整方針。(1)町内会の組織・謝礼・交付金等については、新市において一定期間内に調整するものとする。

(2)地域集会施設建設補助事業及び地域活動用掲示板設置補助事業については、一宮市の制度を適用するものとする。

以上でございますが、先般の小委員会で委員さんの方からご指摘がありました。今お手元に最初に配らせていただきましたコミュニティ施策の附属資料がございますが、裏面の2ページ目の3の地域活動用掲示板設置補助事業でございます。

これについては、先ほど申し上げたように一宮市の制度に合わせるといったことで、一宮市の制度を全市に広げてまいる予定でございますが、尾西市におかれましては市が設置した掲示板があると。これについては町内会に払い下げて、地元の管理に移管していきたいといった発言がございまして、調整方針に入れるべきだといったご発言がございましたので、今回、「一宮市の制度に合わせる。なお、尾西市の既設の掲示板の管理については、町内会へ移管するものとする。」といった調整方針を改めて提示させていただきましたので、よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

○梶田 信三委員長

はい、ありがとうございました。

○伊神 正文事務局課長

すみません、もう一点。

○梶田 信三委員長

はい。

○伊神 正文事務局課長

すみません、1面の方でございますが、町内会関係事業のところ、一番下でございます。尾西市の町内会に対する報償費・手数料・交付金・委託料のところの金額、14年度実績が、前は1,379万5,000円となっておりますが、1,361万8,000円が正しいものであり

ます。お詫びして訂正申し上げます。

○梶田 信三委員長

ただいま先回の議論を踏まえて、一部の修正と、ただいまの実績の額の訂正がございましたけども、この案について、皆さんご意見がございましたらお願いいたします。

はい、服部委員。

○服部 豊委員

質問ですけれども、2の地域活動用掲示板、尾西市においては市が設置している掲示板があるわけですけれども、これが今度は地域活動用掲示板という形になってくるということで、尾西市の場合254カ所と表示してありますけれども、一宮市の場合では何カ所あるのでしょうか。

○梶田 信三委員長

はい、事務局。

○伊神 正文事務局課長

いわゆるそれは民間といいますか、町内会がつくられる掲示板に対する補助を出しているといったものがございまして、14年度実績が25カ所と掲載させていただいておりますが、すみません、トータルのは、本日ちょっと数字的には持っておりませんので、また後日お調べしてお答えさせていただきたいと思います。よろしくお願ひ申し上げます。

○梶田 信三委員長

はい、どうぞ。

○服部 豊委員

一宮市においては、町内会組織は522町内会ということになっておりまして、概ねこれに見合うぐらいの掲示板というのは設置されていると理解していいのでしょうか。それとも、いや、半数ぐらいだとか、8割方だとか、そういうのはわかりませんか。

○梶田 信三委員長

はい、事務局。

○伊神 正文事務局課長

申し訳ありません。ちょっとわかりませんので。

○梶田 信三委員長

私の勘では、大体、概ね町内会の方にはあると思いますが。

○服部 豊委員

大体あるのですか。

○梶田 信三委員長

他にございませぬでしょうか。よろしいですか。

ご質問ございませぬようですので、協議総文第7号につきましては、修正案のとおり承認することでご異議ございませぬか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○梶田 信三委員長

はい、ありがとうございました。

それでは、協議総文第7号は、修正案のとおり承認をされました。

続きまして、協議総文第8号、協定項目23-29、その他事業についてを議題とさせていただきます。

資料の6ページをお開きください。

この議題につきましては、資料の中の数字が一部誤りではないかというご指摘もありましたので、その点も踏まえて、事務局から説明をお願いします。

○伊神 正文事務局課長

失礼いたします。6ページをお願いいたします。

協議総文第8号、その他事業について、協定項目23-29号。調整方針、読ませていただきます。

(1) 総合計画については、新市発足後、新たに策定するものとする。

(2) 市民総合相談については、現行のとおり一宮市で実施するものとし、その他の相談については、合併後1年以内に調整するものとする。

(3) 指定金融機関、収納代理金融機関等については、一宮市の制度を適用するものとする。また、郵便局での納期内分の取り扱いについては、新市で検討する。

(4) 個人情報保護制度及び情報公開制度については、一宮市の制度を適用するものとするさせていただきますが、今、委員長さんからのご発言がありましたように、また追加の附属資料をお願いしたいと思いますが、5の情報公開制度で、服部委員さんの方から、自分が請求したことがあり、これはカウントがゼロはおかしくないかといったご質問がございまして、尾西市の方で精査した結果、14年度、部分公開3件といったことで記録が残っておったということでございますので、改めて訂正させていただいた文書を配付させていただきました。よろしくようお願い申し上げます。

○梶田 信三委員長

ただいま事務局の方から説明がございました。ただいまの説明も踏まえ、お持ち帰りになって検討された結果、何かご意見がございましたらお願いいたします。

はい、服部委員。

○服部 豊委員

4番の情報公開関連ですけれども、これは前回のときに、木曾川町情報公開、個人情報は一宮市、尾西市でありますけれども、これはそれぞれの条例の文案を照らし合わせないといけないなと後で思っていたのですけれども、この例えば個人情報保護制度では、一宮市と尾西市がどういう違いがあるのか教えていただきたいと思っております。

○梶田 信三委員長

はい、事務局。

○伊神 正文事務局課長

まず、4の個人情報保護制度につきましては、これも前回、私ご説明した記憶がございまして、一宮市と尾西市がありまして、一宮市の制度に合わせるとさせていただきますの

は、一宮市の保護条例が死者のプライバシーも開示を認めているといったご説明をさせていただきます。

これはどういうことかといいますと、例えば、自分の父親が亡くなって、新たに亡くなってから嫌疑がかけられたと、人権を守らなければならないといった場合に、ご子息が行政側に父親のプライバシーを公開しろと言ってきた場合、尾西市の場合はこれは出せないという保護条例になっております。しかしながら、一宮市はこれを認めると。当然のことながら、だれでも出せるわけではなくて、もちろんこの当該限定された方のみに公開するわけでございますが、そういった点が一宮市の制度が、担当同士で協議した結果、やはりすぐれているだろうといったことをもちまして、一宮市の制度に合わせるとさせていただきます。

情報公開制度、情報公開条例については、私も全部突き合わせたわけではございませんが、一宮市が平成12年8月1日に情報公開条例を施行しております。尾西市が13年7月、木曾川町が13年4月ということで、言ってみれば、一宮市の条例が手本になってつくられたといったところがあるようでございますので、一宮市の制度に合わせるとさせていただきます。

○梶田 信三委員長

はい、服部委員さん。

○服部 豊委員

個人情報保護制度の方では、前回出していただいたので、私もその辺はメモしております、ですけれども、あとはそれほど変わらないと。それで、情報公開制度の方も同様のことだということですので、市民オンブズマンが各自治体の情報公開度のランキングとか点数だとか、よくつけていましたね。あれの最新のものと比較すると、どうなっておりますか。

○梶田 信三委員長

はい、事務局。

○伊神 正文事務局課長

すみません、承知しておりません。

○梶田 信三委員長

はい、どうぞ。

○服部 豊委員

では、1点だけ。コピーの手数料というのはそれぞれどうなっていましたか。

○梶田 信三委員長

はい、事務局。

○伊神 正文事務局課長

2市1町とも1枚10円でございます。

○梶田 信三委員長

はい。あと、皆さんよろしいでしょうか。

他にご質問もないようでございますので、ただいまのその他事業についての総文第8号については、このとおり決めるにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○梶田 信三委員長

はい、ありがとうございました。

続きまして、提案事項に移りたいと思います。

本日最初の提案事項として、協議総文第9号、協定項目7、議会の議員の定数及び任期の取扱いでございます。

この議案につきましては、先回のご協議の中では、在任特例のみというご意見と、在任特例の後に、さらに定数特例をという2つのご意見があったと大まかに思います。それらの点を踏まえ、調整方針案が示されておりますので、事務局から説明をお願いします。

はい、事務局。

○伊神 正文事務局課長

次第の7ページをお開きください。

協議総文第9号、議会の議員の定数及び任期の取扱いについて、協定項目第7号でございます。

議会の議員の定数及び任期の取扱いに関する調整方針(案)を次のとおり提案するとさせていただきます。本来ならば、この調整方針は1つでございますが、まだすべての委員さんのご意見といたしますか、固まっていない状況でございますので、事務局といたしまして2つの案を提案させていただくということで、ご理解を賜りたいと存じます。

まず、上の方でございますが、在任特例のみの場合でございます。

調整方針。尾西市及び木曾川町の議会の議員は、市町村の合併の特例に関する法律第7条第1項第2号の規定を適用し、一宮市の議会の議員の残任期間に限り、引き続き新市の議会の議員として在任するものとする。

下でございます。在任特例及び定数特例の場合ということでございますが、(1)、これは上と同様でございます。

(2)の方を読ませていただきます。合併後、最初に行われる一般選挙においては、市町村の合併の特例に関する法律第7条第3項の規定を適用し、当該一般選挙により選出される一宮市の議会の議員の任期に相当する期間について、尾西市・木曾川町を区域とする選挙区を設け、一宮市の議会の議員の定数に人口比率を乗じて得た8名(尾西市)、4名(木曾川町)を、一宮市の旧定数に加えた数をもって新市の議会の議員の定数とするものとする。

恐れ入ります。協議附属資料、7の議会の議員の定数及び任期の取扱いをお願い申し上げます。

はねていただきまして1ページ、参考資料とさせていただきます。現在の2市1町の議員さんの定数、現員、あるいは任期等をつけさせていただきます。一宮市の条例定数36で現員が36、尾西市の条例定数26名で現在25名、木曾川町がそれぞれ20名、

20名といったことで、現在の総和は81名ということでございます。その下には、それぞれの団体の任期をつけさせていただいております。

次に、2ページでございますが、先ほどご説明申し上げました在任特例、2の合併後の議員定数の特例で、在任特例というのをつけさせていただいておりますが、合併時に最初の一般選挙まで、平成19年4月まで、一宮市の議員の任期中という言い方もできるかもしれませんが、合併前の関係市町村の議員が全員在任できるということでございまして、一宮市36名、尾西市が今般の選挙をもって22名となられるということでございまして22名、木曽川町20名ということで、19年4月までは78名といったことでございます。

少しはねていただきまして、6ページをお願い申し上げます。

この6ページが、いわゆる在任特例プラス定数特例ということでございまして、先ほど説明いたしました19年4月までは、在任特例といたしまして78名の議員さんが全員在任していただくわけでございますが、そのときの選挙、19年4月から23年4月までの選挙においては、一宮市で36人、尾西市において8人、木曽川町において4人といった、いわゆる小選挙区を設けて選挙をして、トータル48名の議員さんを選ぶ、選挙をするといったことでございます。

尾西市8名、木曽川町4名がどのように計算されるのかといったところは、その下の方に表がございまして、尾西市の増加定数のところを見ていただきますと、一宮市の旧定数である36人掛ける5万7,956人、尾西市の人口でございまして、分母に27万3,711人、これは一宮市の人口でございまして、分子に尾西市の人口、それに一宮市の定数36を掛けたもので、答えは8人でございまして、木曽川町も同様の計算式をもちまして4人といったことで、この数字は出ておるわけでございます。

私からの説明は以上でございます。

○梶田 信三委員長

今、事務局から説明がございました。先回もいろいろと皆さんの方からご意見があったところでございまして、先回は③とか⑤とかいうようにありましたが、今の説明の③というのは在任特例、⑤が在任特例と定数ということだと思います。これにつきまして、皆様方それぞれお持ち帰りをいただいたと思いますので、ご意見をお聞かせいただきたいと思っております。

では、友定委員さん、どうぞ。

○友定 良枝委員

すみません、ちょっと2点ほど質問したいのですが、前回私が申しました、前回でいうと③ということになるのですが、③の在任特例を適用して、その中で選挙区を設けるということを提案したのですが、③にはないのですが、こっちかこっち、③か⑤でしか選べないのか。そういうことはできるのかということと、48人といいますが、46人以内ということで、単純に2人なのですが、議員さんにとっても、2人というのはとても大きい数字だと思うのですが、給料を支払うということに対しても、結構何年間という、市民にとって税金がその分余分にかかるということなので、そういうことができるかどうか

かということと、例えば⑤の選挙区を設けるということにした場合、その選挙区を今後ずっと永遠に設けるべきなのか、1回きりなのか、一宮市と尾西市と木曾川町が一緒になって、もうそういう分け隔てがなくなるから、なくなるのかという、その2点を教えていただきたいのですけど。

○梶田 信三委員長

はい、事務局。

○伊神 正文事務局課長

まず、2点目の方のその在任特例の後の定数特例をとった場合は、これ1回限りでございいます。次回からは法定の46人で、新しい市全域で選挙をするということでございいます。

最初の方の友定委員さんのご発言は、在任特例78人をとるのだけど、それを小選挙区でやったらどうだというご提案でしょうか。

○友定 良枝委員

ではなくて、最初の一般選挙です。

○伊神 正文事務局課長

在任特例が切れた後の最初の19年4月の選挙を小選挙区制でということでしょうか。

○友定 良枝委員

はい。

○伊神 正文事務局課長

それですと、今のその定数特例ではなく、法定の46人をもって、その小選挙区制をやったらどうだということですね。

○友定 良枝委員

はい。

○伊神 正文事務局課長

それは可能です。法律的には全然問題ございません。

○梶田 信三委員長

先回ありましたが、基本的に編入ということで決まりましたので、先回お話がありました編入の場合の①から⑤までですね、そのパターンになると思います。それで、お話のように、法定数46人以内でやるのか、それから特例定数、それでやるのか、それとも在任特例、そのまま在任で78でいくのか、4年後に定数特例で48名ですか、それぞれの市町ごとに小選挙区ごとでやるかと、それと46人、4年後に46人という、こういうパターンだと思うのですけども。

それで、皆さんの先回のご意見の中では、在任特例、要するに市町が合併してから2年間、一宮市の在任期間は78、定数の特例でいこうというご意見と、それでいって、それ以後の最初の選挙はそれぞれの市町ごとの小選挙区で48でやったらどうかと、大体のご意見はこの2つであったと思うんです。

はい、どうぞ、橋本委員さん。

○橋本 照夫委員

先回、大変緩やかな⑤番を選択したらどうだという発言をいたしましたけれども、これは訂正させていただいて、やっぱり市民感情からいきますと、この合併ということは、スリム化も基本的にあるわけです。ですから議員さんだけ、先生方が見えるので発言しにくいのですけれども、やっぱり私は襟を正していくべきだろうと。

それと、もう一つ、この問題とは別になるかもしれませんが、議員さんの報酬はそれぞれ違いますね、市町で。その辺もかみ合ってくるわけですから、これはできるだけ早く全市一般というのが私は基本的にあるのではないかと思います。しかし、そうは言っても、地域の流れとか、いろいろな地域代表として運営していただかなければなりませんので、これは個人的な好みで申し上げるわけではございませんけれども、この調整案の上の欄、これがやっぱり一番妥当ではないかなと。

任期としては、特に尾西市の場合は、本来なら4年任期が、委託を受けて選出されるわけですが、8カ月ぐらい確か少なくなると思うのですが、これは辛抱していただいて、次は速やかに、それはやはり一般で全市でやるべきだと、私は思い直しまして、また、いろいろな各面で意見を聞きましても、やはりそこら辺のところが一番妥当なような気がして、あえて発言させてもらいました。

報酬の件は、この議題とは違いますけれども、これ見るとどこにも出てこないですね、報酬の話が。この調整も実に大事な問題だと思うのですが、ほかの小委員会でやっていられればいいですが、定数とか在任特例とか、たったそれだけのことでなくて、それは常にお金のかかる問題です。議員さんの報酬の問題にかかわる問題です。議員さんのバッジをつけていただいて在任期間やってもらうのだよと、単純にそれだけでは、同じ議事をやっていただく、報酬がばらばらというのは、これはいかななものかなという、そういうところへ及ばずながら考えたものですから、あえて発言させていただきますが、ひとつその辺の調整もよろしく委員長、取りまとめをお願いしたいと思います。

○梶田 信三委員長

わかりました。ありがとうございます。報酬のお話が出ましたが、橋本委員さんのご意見は、今のお聞きしますとばらばらだと。

○橋本 照夫委員

ではないかなと思うのですよ。

○梶田 信三委員長

ばらばらだと思いますので、それを統一するということですか。

○橋本 照夫委員

いやいや、別に統一とか云々ということではないけど、それを審議してもらわないと、それは待遇が違ったら大変な問題ですよ。

○服部 豊委員

これはまた将来的に出てくるでしょう。

○橋本 照夫委員

これは、合併と同時にスタートしていかないと。

○服部 豊委員

この委員会での今日の議題でしょう。

○橋本 照夫委員

ほかの委員会でやっているのですか。

○梶田 信三委員長

その議論は、この総務文教小委員会で議論する事柄ですか。

はい、事務局。

○伊神 正文事務局課長

できますならば、私ども事務局が考えていますのは、この議会の議員の定数及び任期の取扱い、これと同時といいますか、並行しながら、このお話も徐々にさせていただこうかなと思っておりますので、この当該総務文教小委員会でご議論をいただきたい項目だと考えております。

○梶田 信三委員長

橋本委員さん、当面は、この定数の問題ありまして、それ、ある程度議論を進める中で、では今度は報酬をどうするかということも、この中で議論を、例えば人数が多くて、同じような、どこかに合わせるとか、そうすると財政的な問題も、指標的な問題もありますので、それを並行的にまた議論をしていくということですが、それでいいですね、事務局。

○伊神 正文事務局課長

はい。

○梶田 信三委員長

そのように考えていきたいと思いますが、いかがでしょうか。よろしく申し上げます。

はい、服部委員さん。

○服部 豊委員

これについては、概ね2つに絞られてきたようですけれども、木曾川町はこの下の案が13人ということで、一番多かったということをお聞きしたのですが、尾西市の議員においては、そこまで把握はしていなかったものですから、その後、定例議会がありまして、それが終わった日に皆さん一人一人のご意見をお聞きしました。そうしましたところ、上の案ですね、在任特例、これが21人、それで下の在任特例プラス定数特例、これは2人ということで、2人は意思表示されませんでした。棄権といいますか、保留ですかね、という結果でありましたので、ご報告させていただきます。

○梶田 信三委員長

はい、わかりました。

はい、どうぞ。常川委員さん。

○常川 雄次委員

私も意見を言わせていただきますと、やはり、協議会という合併のテーブルの上に乗っているわけですから、基本的には、選挙区を分けるということは余り意味がないことなの

かなと思っています。基本的には選挙のときのロスも多いのと、やはり何か合併する中で派閥みたいな形になると非常にまずいかなとは思いますが、先ほど橋本さん言われたように、本当に合併したときには、やはり報酬も一緒でないとなまずいのではないかなというふうに思っています。その合併する意味合いがやっぱり薄れますので、ぜひ上の方針でいったらどうかという意見です。

○梶田 信三委員長

はい、ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。

はい、どうぞ、友定委員。

○友定 良枝委員

尾西市と木曾川町の議員さんの意向は聞いたんですけど、一宮市は聞いていないものから、教えていただきたいと思えます。

○梶田 信三委員長

一宮市につきましては、それは議会の方で、いろいろ話はしました。それは先回もちよっとお話はしましたが、在任特例ですか、③番、大方③番というご意見が……

○友定 良枝委員

何人ですか。

○梶田 信三委員長

だから7、8人ですね。

○友定 良枝委員

全員が……。

○梶田 信三委員長

全員でやったわけではございません。代表者でやりましたので、それが、一致した意見でありましたということでございます。

はい、どうぞ。

○川井 勇副委員長

私どもの木曾川町は、先般、これも同じようにお持ち帰りということで、お一人お一人のご意見を聞きながら、先ほど服部先生がおっしゃった数字に達したわけですが、最終的には、私個人の考えでは、やっぱり在任2年間ございますので、幾ら小さなまちといえども、2年間の猶予期間があれば、新市の動向はやはりケアができるのではないかなと、こういうふうに私ども考えるわけですが、何せ私どもも、いろんなまちと相談するといってもブロックがありまして、もう地域状況が違いまして、丹葉中地区という丹羽郡、中島郡、葉栗郡ということですが、やはり一部事務組合の関係も随分違いまして、なかなか参考には余りならないと思うのですよ。

そういう状況で、ご案内のように、これ1郡1町でございまして、いい面もたくさんあったと思うのですが、何せいろいろこういうお話を聞いておりますと、どうしても一宮市さんに囲われておる中の片隅におると。これ人口が少ないのでやむを得ませんが、そうい

う中で、やっぱり今おっしゃるように、簡単に言う、③と⑤ということですが、やはりこれは世論的に眺めて、先ほどからお話が出ておる議員の報酬、これはもう肝心なものの大事なことになると思うのですね。

これ70何名が合同して新市をやると、たとえ2年間でも。それはもう大変な問題であるし、恐らくそれに伴う、今日お忙しい公務の中、おそろいの各2市職員の方々、三役の方々がお見えになりますが、この方々、三役は除いて等級が違うと思うのですよ。だから、そういう問題も絡んできますので、是非ひとつ、これは総務文教ということでございますので、ひとつ課長さん、その辺もぜひ何か参考になる課題なりがあればお聞かせを願って、私どもはこの小委員会の意見を尊重していきたいと、こういうふうに思っております。

以上でございます。ありがとうございました。

○梶田 信三委員長

ありがとうございました。そうすると、木曾川町さんにつきましても、その今の先般でいうならば③でいいということですか。

○川井 勇副委員長

もう皆さんの意見に、この小委員会の意見で。是非⑤番をとらなければいかんという意味はありませんので、ただ、意見を聞いてきたのです。

○梶田 信三委員長

そうですか、わかりました。

他の委員さんの意見はいかがですか。

はい、どうぞ、葛谷委員。

○葛谷 昭吾委員

木曾川町は議員さん方が全員協議会をやってみえますけど、その傍聴のときには、今の川井先生が言われましたように、⑤が13名、それから③が6名ということで、木曾川町の議員さん方は⑤を選ばれた方が多いのですけど、私も先ほどから出ておりますように③、これが一番妥当だと思っております。最初は、住民感情といたしましては、特例は使わない、それでいって、19年4月ですか、このときには新しい新市の選挙をやったらどうかということも思っておりましたけど、私ども、木曾川町の議員さん方も、それでは地域の意向が伝わらないのではないかと、このような意見もありまして、それで③と⑤を選んでくださったということでございます。

ですから、先ほどからも出ておりますけど報酬ですね、これが一宮市の議員さんの報酬になるのか、それぞれ2市1町の議員さんの報酬、ばらばらですけど、どこに合わせるのかということになって、住民といたしましては、財政が非常に厳しい中でありますので、できるだけ報酬も抑えていただきたいというのが私の本音でございます。③が一番いいのではないかと思っております。

○梶田 信三委員長

はい、ありがとうございました。

ほかはよろしいですか。

はい、どうぞ。

○松村 真早美委員

私もやっぱり③番の方がいいのではないかと、妥当ではないかと思えます。やはりこのことよりも報酬の方を調整していただいでいく方が大事ではないかなと思えます。

○梶田 信三委員長

はい、わかりました。皆様方の大抵ご意見をお聞きしておりますと、大体定数については③番の在任特例を使って、合併後、19年4月には、法定内で選挙するという事だと思えます。それにかかわって今もお話がありました、報酬のお話もございましたので、報酬については、事務局の方で何かそれぞれの市町の、これ今後またお持ち帰りいただいて検討していただくことも踏まえて、その資料がありましたらちょっとどうですか、事務局の方で。

(資料配付)

○梶田 信三委員長

お手元に資料が配付をされましたけども、若干説明をしていただけますか、事務局の方で。

はい、どうぞ。

○伊神 正文事務局課長

少し小さな字で読みづらいのでございますが、まず「参考」と書いてある方が上でございます。これが現状の一宮市、尾西市、木曾川町の議員の報酬を書かせていただいた一覧でございます。議長、副議長を除きまして、議員報酬1人当たりというところを見ていただきますと、一宮市が53万3,000円、尾西市が44万5,000円、木曾川町が27万円となっております。

さて、この議員報酬の比較という表でございますが、これがなかなかわかりづらくて、申し訳ありませんが、説明させていただきます。

上段に、一宮市の報酬に合わせた場合、下段に19年4月まで2市1町議員報酬を維持した場合と2段書きをさせていただきます。その次の隣の15年度予算額というところが、これは現在の金額ですが、これは一緒でございます。一宮市の報酬に合わせた場合というのは、17年度から18年度以降のところとお読み取りいただきたいと思えます。

それで、15年度予算額といたしまして、計のところを見ていただきますと「416,868」、これは上下一緒でございますが、4億1,686万8,000円となっているということでございます。これのすぐ右が、自治法91条の原則定数での場合と書いてございます。これは、合併すると、37万余の場合に46名という議員総数になりますので、これが「295,824」ということで、2億9,582万4,000円となるということで、これは一応指針としてお読み取りいただきたいと思えます。

その次の右隣、17年度から18年度と書いてございますが、これは2年間を表しているわけではなくて、単年度の金額とご理解賜りたいと思えます。これが一宮市の報酬に合わせた場合「500,496」、5億49万6,000円、これが現状の15年度予算額、2市1町合わせた

ものと比較いたしますと8,362万8,000円余分に単年度ごとにかかってまいりますということでございます。その隣の「204,672」（2億467万2,000円）というのは、先ほど言いました原則の定数46人の場合と比較してどうだといった場合でございますが、この場合は2億ちょっと余分にかかってくるとお読み取りいただきたいと思っております。

それで、その下の欄においていただきますと、19年4月まで2市1町現状のままの報酬とした場合はどうだということになりますが、17年度から18年度の欄の合計欄を見ていただきますと「414,144」（4億1,414万4,000円）ということでございまして、4億ちょっとということとなっております。それで「▲2,724」、272万4,000円のマイナスとなっております。これは、どういうことかといいますと、今2市1町で3人の議長さんが見え、3人の副議長さんが見えますが、これがお一人になりますので、その差額とお読み取りいただきたいと思っております。それで、その右隣が、先ほど申しました法定の46人との差でございます。

それで、19年度へいきますと、これを一宮市の報酬に合わせた場合、総和が3億1,200万、下の2市1町同じの場合が3億500万ということで、それぞれ1億400万弱、それから下の場合は1億1,000万強の差が現況の予算額、15年度予算額との差が出ているということでございます。20年度以降は一緒でございます。これがいわゆる在任特例をとった場合に、19年4月まで78名在任で議員さんが見えになるといったときの一宮市に合わせた場合、それぞれ別々の場合の比較表でございます。

裏面を見ていただきますと、17、18までは一緒でございます。それで、19年度につきましては、19年4月まで在任特例が期間として残りますので、19年4月分のみ78人、5月以降が48人ということになります。その金額が19年度とお読み取りいただきたいと思っております。

下の段の19年4月までに2市1町、議員報酬を維持した場合となっておりますので、今申しました19年4月分の78人のときは2市1町ばらばらの報酬ですと。5月以降、定数特例をとった場合、48人になりますが、このときは一宮市の報酬に合わせたという積算になっております、

それで、20年度から22年度については、これはその今の定数特例の48でもう一宮市の報酬になってしまっていますので、上下とも一緒の金額でございます。あと23年、24年以下、一緒でございます。そういったことで、この表をお読み取りいただきたいと思っております。なかなかわかりにくかったかもしれませんが、またご質問等でお受けしたいと思っております。

○梶田 信三委員長

今、説明ございましたけれども、ちょっと見づらいと思っておりますが、③で皆さんのご意見が多いということですから、③で在任特例でいった場合、19年4月まで、それぞれの報酬でいった場合と、一宮の報酬に全員が合わせた場合の額がどれぐらい違うのかというのは、ここに載っておるということですね。

事務局、どうぞ。

○伊神 正文事務局課長

そうですね、在任特例でほとんどということでございますので、「参考」と書いてある

表の方を見ていただきますと、左から3番目というのでしょうか、17年度から18年度と書いた欄がございます、17年度から18年度、ここの欄の合計欄、上段が5億、下段が4億1,000万、この差が2市1町の一宮市に合わせた場合と、それから2市1町ばらばらの場合の差とお読み取りいただければと思います。

○梶田 信三委員長

約8,600万ということですね。わかりました。この表について、どなたかご意見があればお願いをいたします。

はい、どうぞ、友定委員さん。

○友定 良枝委員

表というよりも、もしも合併後もこの合併前のお金で給料をいただいているということになると、議員さんの間では同じ仕事やっけていて不公平とかそう思うということはあるのですよね。

○川井 勇副委員長

いや、だけど、あれはその現状でいいと思いますよ。職員さんも一緒なもの。

○梶田 信三委員長

私、個人的な意見で申し上げますと、合併をして17年3月、用意ドンで合併して選挙やると。選挙やって、一宮市の議員を全部選ぶと、そうなれば全部一緒に私は構わないと思います。

ただ、その在任の特例でそのままいきますので、これは私の意見も含めて、我が一宮市議会の多くの意見ですが、要するにそれぞれの議員さん、その市町の議員さんは、言うならそれぞれの市町の有権者の皆さんで選んで、それぞれ選ばれておみえになったわけですけども、有権者が持っている背景の人数が違うのですよね。これ一宮市においていくと2,500人ぐらいの票をとらなければ当選できないと、例えば尾西市さんは幾ら、木曾川町さんは幾らというふうになりますので、それは在任特例の間は、それぞれの市町の報酬でいってもいいのではないのかなというのが、勝手な言い方かも知れませんが、うちの一宮市の議員の多くの意見でございました。

はい、橋本委員。

○橋本 照夫委員

それは委員長、まことに都合のいい解釈で、やはり同じ内容の同じ仕事をするのですから、これは調整していくべきですよ。それで、その合併という意義がそういうところにあるわけです。それは確かに立候補してとった票数に格差があると、それは一宮市の方が経費が余計かかっているとおっしゃりたいのかもしれませんが、そうではなくて、やっぱり仕事をしていただく、そういう意味合いからいうと、そこでちょっとばかりの差ならいいですけど、ちょっとあり過ぎるので、一宮市に合わせるというのは何せ経費がたくさん、8,000万円あまりも余計かかるということは、これも市民感情からいくと、それでよろしいよとは言にくいですが、私はやっぱり一宮市に合わせて議員さんは同じ待遇で同じ土俵に乗るべきだと思います。2年間ですから、そういうことが一番ベターではないか

なという気がするのですけれども、これで市民の皆さん方にその辺の了解が得られるかどうかということは別問題として、意見としてはそう思います。

○梶田 信三委員長

わかりました。

はい、どうぞ、常川委員さん。

○常川 雄次委員

ちょっとやっぱり相当差がありますから、この8,000万も2年間出たら、これ大変なことかなと思うのだけども。やはりその合併する意味合いからすると、そのトータルで増えないような方法がとれないかなと、今どういう方法がいいかわからないですけども、基本的には一宮市に合わすと8,000万ふえるなら、ある意味一宮市も下げなければいけないのかなということを非常に思いますね。ただ、トータルで8,000万円増えたら……。

○橋本 照夫委員

ちょっと説明はつきにくいですね。

○常川 雄次委員

ちょっと意味がないというか、2年間ありますからね、一宮市に合わすよりも、例えば尾西市に合わすとか、そういう、非常に大きいと思いますね。だから3年後にはすごい安くなるということは言えますけど、この2年間の1億6,000万円は非常に大きいと思います。

以上です。

○梶田 信三委員長

はい、葛谷委員、どうぞ。

○葛谷 昭吾委員

今、梶田委員長さんが言われましたように、木曾川町の場合だと、定数特例ですか、これ使うと4人でいいでしょう、4人を20名で仕事をするわけですね。それで、尾西市さんの場合だと8名でいいところを今度22名ですか、それで仕事するわけですので、これはやはり今までの報酬で2年間はいった方がいいのではないかと思うのですけどね。だから、それは同じ仕事をしておるといふものの、4名であるところを20名で木曾川町はしているわけだし、尾西市さんの場合だと8名でいいところを22名で仕事をするということですけどね。

今それで尾西市さんの真ん中をとったらどうかという話もありますけど、そうした場合は、一宮市さんの議員さんは納得できんと。

○橋本 照夫委員

それは議決を得られない、絶対に。だから合併特例という特例が出ているわけですから、そういうことで金が要るから出てくるわけでしょう。

○葛谷 昭吾委員

それでも結局、どっちかと言えば、私たち住民にしてみれば一番いい方法をとっておるわけですので、なるべく財政が厳しいときなので、財政負担を少なくするということは、

やはり議員さんの報酬も下げさせていただくというのは住民の考えではないかと思うのですけど。

○梶田 信三委員長

川井委員、どうぞ。

○川井 勇副委員長

よろしいですか、木曾川町の川井ですけど、私は特別委員会の委員長という立場で、ひとつ今度はここの副委員長ではなく、そういう立場で物を言わせていただきます。

今、葛谷委員さんから、人口割で割るとそういう数字になりますが、今現在、私も削減の委員長を2年やらせていただきまして二人精査してきたわけですが、たまたま財政、世の中、この状況下の中で、こういう合併問題が持ち上がってきたと。これはやむを得んだろうと、こういうようなことですが、今これあくまでお尋ねしたいことは、これあくまで参考資料として、この合併することに対しての議員さんの差異いかがでしょうかと、こんなような参考資料だと思いますが、私は今ここでその論を進めるには少し早いのではないかと、私はこんなふうに思うのですね。

ここで皆さん地域代表とか、婦人代表とか選ばれてみえる、ご苦労さまでございますが、やはり議会は議会の一つのシステムがございますので、最終的には皆さんの議決を要するところですから、少しいろいろな面からお時間をいただけるとありがたいなど、こんなふうに思っております。何でもここで結論が出るということではなく、少なくとも少しお時間を貸していただきたいと。

以上でございます。

○梶田 信三委員長

はい、わかりました。

はい、どうぞ。

○青木 隆子委員

今の報酬の件ですけれども、これは、この先いつごろに話し合われる内容になるのか。尾西市の場合ですと住民投票がありますけど、こういう議員さんの身分とか報酬についてというのは注目されると思うのですよね、市民の方が。だから、それ以後の話し合いなのか、それ以前にもう話し合われるのか。どちらでしょうか。

○梶田 信三委員長

事務局。

○伊神 正文事務局課長

本日、総文第9号としてご提案を申し上げましたのは、議会の議員の定数及び任期の取扱いについてという項目でございまして、今の議員の報酬については、この附属ということで、後からお渡しさせていただいたものであります。私どもの今考えますスケジュールといたしましては、この定数及び任期の取扱いについては、次回12月の総務文教小委員会のときに、在任か、あるいは在任プラス定数か、どちらかということになると思いますが、これをご決定いただきたいと考えております。

それで、今のその議員さんの報酬については、そのときまでに議論がまとまれば、それはそれでご決定いただけるのかとは思いますが、なかなか難しい、悩ましい問題であろうかと思っておりますので、これについては、少々また時間をかけさせていただいて、次回の12月までの決定といったことは考えておりません。しかしながら、尾西市の住民投票の一つの判断材料ということもあろうかと思っておりますので、そこら辺のところはなかなか難しいのでございますが、急がず焦らずといったことで、答えになっていませんが、考えていきたいと考えております。

○梶田 信三委員長

はい、わかりました。今事務局の方から、とりあえず今日ご議論をいただきました在任特例か、また在任特例プラス定数特例、大方の皆さんのご意見は在任特例でいくということでございますが、この正式決定は次回に待ちたいということでございますので、すみません、そのときに決めさせていただくということで、今説明がありましたこの資料について、いろいろ議論がたくさんあると思います。市民の皆様方とか、いろんな方の意見があると思いますので、それを聞いた上で、じっくりと皆さんと協議をしてみたいと。これ、議会もろとも、やっぱり我々もそうですけども、ある程度こういうこともやらなければいけませんので、その辺も踏まえて慎重に進めてみたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

どうぞ。

○服部 豊委員

私も一言だけ言わせていただきたいと思いますけれども、議員の報酬の額をどうするかというのは、これなかなか難しい問題で、基準があってない状況でして、これはまた後でじっくり論議するとして、先ほど一つの市で、旧一宮市の議員はこれだけで、旧尾西市はこれだけ、旧木曾川町はこれだけというような話も出ておったのですけれども、法的にはこれは不可能なことでしょう。やれないことですよね。私はそういうふうに理解しているのですが。

○梶田 信三委員長

事務局、どうぞ。

○伊神 正文事務局課長

私が知る限りでは、静岡、清水で2種類の報酬でやっておみえになるということでございます。ただし、法的には、わかりませんが、総務省は望ましいことではないとといった発言をしているのは新聞紙上で読んだことがあります。

○梶田 信三委員長

はい、どうぞ。

○服部 豊委員

これは議員平等の原則に反するという事だと思っておりますね。ですから、統一されるのが望ましいことだと私は思っておりますけど、その額については今日はやめときますけれども。

それで、先ほどから在任特例ということで、尾西市や木曾川町においては、それぞれの地域の実情に精通された経験のある議員が、スタートのところ2年間ですね、新市の建設に参画するという事は、それぞれの地域にとってもいいことだという判断が働いてのことだと思いますけれども、それに伴うメリットがあると同時に、デメリットとして、先ほどから年間8,500万とか600万とかいう話が出ていますけれども、これは、私が思いますには、この表の一番右見ていただきますとわかるように、10年間のトータルで考えれば、7億、8億という経費の節減につながってくることでありますので、私はささいなことではないかなというふうに思っております。

○梶田 信三委員長

いずれにいたしましても、このことにつきましては、またじっくりと協議をさせていただきたいと思っておりますので、事務局にお願いしますが、先ほど清水市さんの例がありました、そのようなほかに例がありましたら、また1回提示してください。それと、総務省の法的な問題もあろうかと思っておりますから、その辺も踏まえてよろしくお願ひします。これはまた慎重に皆さんと協議させていただきたいと思っておりますので、よろしくお願ひします。

それでは、ちょっと休憩をさせていただきたいと思っておりますが、10分ほど休憩をお願いしたいと思います。よろしくお願ひします。では50分から再開をさせていただきたいと思っております。よろしくお願ひします。

午後3時40分 休憩

午後3時50分 再開

○梶田 信三委員長

それでは、再開をさせていただきたいと思っております。

続きまして、協議総文第10号の地方税の取扱いについて、事務局説明をお願いします。

はい、事務局。

○伊神 正文事務局課長

8ページをお願い申し上げます。

協議総文第10号、地方税の取扱いについて、協定項目第9号でございます。調整方針を読ませていただきます。

地方税の制度は、同じものについては現行のとおりとし、差異のあるものについては原則として一宮市の制度を適用するものとする。

(1) 市町村の合併の特例に関する法律第10条の規定により、市民税の均等割については合併後5年間は不均一課税とする。

(2) 法人市(町)民税の超過税率は、合併時に廃止するものとする。

(3) 木曾川町の市街化区域内農地に係る課税については、平成22年度まで農地に準じた課税を行うものとする。

(4) 事業所税については、合併が行われた日から起算して5年を経過する日までの間は課税しないものとする。

恐れ入ります、地方税の取扱い、附属資料をお願い申し上げます。

はねていただきまして、1ページでございます。

まず、個人の市（町）民税でございます。一番上、見ていただきますと、税率となっておりますが、所得割については2市1町同じでございますが、均等割に差がございます。一宮市、尾西市は市でございますので、均等割2,500円、木曾川町は2,000円でございます。これについては、合併後5年間は、木曾川町において2,000円の不均一課税とさせていただこうというものでございます。

次に、納期については同じでございますので、現行のとおりでございます。

続きまして、3の主な減免規定でございます。少し特記するものだけご説明したいと思います。

(3)の当該年度の賦課期日後に死亡した者のうち、前年中の総所得金額が非課税基準額、これは一宮市の欄を読んでおりますが、125万円に2を乗じた額（その者が控除対象者または扶養親族を有する場合には、50万円に控除対象配偶者及び扶養親族の数を乗じた金額を加算した額）以下の者といったことがございます。これが木曾川町にはございませんが、尾西市にも同じようなものがございます。尾西市が、総所得金額の300万円以下の者となっておりますけれども、一宮市の場合、扶養家族が多いと、その減免対象が増えて、より有利であろうということでございますので、ここは一宮市の制度をとらえていきたいと考えております。

また、その2ページの一番下、災害のときの減免の期間でございますが、一宮市の欄を見ていただきますと、減免の期間といたしまして、災害等の発生から1年間、尾西市においては災害等の発生から当該年度内ということになっておりまして、例えば、8月に災害が起こったといった場合は、一宮市の場合は翌年の7月まで減免の期間があると。尾西市の場合は当該年度内ですので、8月に起こっても3月で打ち切りといったこととございます。この点をとっても一宮市が有利ということが言えるかと思えます。

しかしながら、3ページの(5)、(6)でございますが、(5)の障害者、未成年者、老年者、寡婦または寡夫である者の前年の合計所得金額が、個人住民税の非課税の範囲（125万円以下）に規定する額に20万円を加算した額の方を、一応減免の対象として一宮市はとっておったわけとございます。これについては、もともと地方税法では、経済的、身体的事情等により税を担う力が弱い方については、税負担を求めるのは適当ではないと非課税の制度が設けられているわけとございまして、一宮市のこの制度については、それに20万円上乘せしていたということでございますが、これについては、尾西市、木曾川町にございませんので、これについては廃止させていただこうといったこととございます。

(6)については、その(5)に対する生計を一にする妻のこととございまして、これについても廃止をさせていただこうということとございます。因みに、減免を受けられた方については(5)については4名、(6)についてはなかったと、ゼロということとございますので、よろしくお願ひ申し上げたいと思えます。

これをもちまして、減免規定においては一宮市の制度が有利であろうということをもちまして、一宮市の制度に合わせるとさせていただいております。

次に、3ページの法人市民税、法人町民税でございます。均等割については2市1町同じのため、現行のとおりとさせていただきます。法人税割につきましては標準税率とし、尾西市の超過税率は合併時に廃止するとさせていただきます。尾西市の欄を見ていただきますと、法人税率は12.3%であります。資本金が1億円以下で、法人税額が年400万円を超える法人については、超過税率14.7%を適用しておったものでございますが、これについては、合併を機に廃止をさせていただこうというものでございます。

次に、4ページでございますが、2の主な減免規定でございます。これについても、対象が、一宮市の場合、法人税法第2条第5号の公共法人、あるいは同法第2条第6号の公益法人等々でございます。尾西市、木曾川町よりもやはり対象者が広いといったことをもちまして、一宮市の制度に合わせさせていただこうという調整でございます。

次に、固定資産税でございますが、税率は同じでございます。納期については、4期で納めていただくのは一緒でございますが、一宮市の第3期を見ていただきますと、ほか12月25日までのところ、12月27日までとなっておりますので、これも一宮市の制度に合わせるということでさせていただきます。

次に、主な減免規定でございますが、これは4ページ、それから5ページにまたがって書かれております。これも先ほどの市民税、町民税と同様でございます。5ページの一番下の方を見ていただきますと、減免の期間というのがございます。災害の発生から当該年度内、ただし1月1日から3月31日までに災害が発生した場合は翌年度分も対象といったことをもちまして、このところが尾西市、木曾川町よりもやはり有利であろうといったことでございます。

この減免のその災害発生からの期間が長いということ、あるいは、土地、家屋、償却資産の区分が明確になっているということをもちまして、一宮市の制度に合わせるという調整がなされております。

次に、減額の措置でございますが、新築住宅の3年間の減額、これは2市1町同じのため現行のとおりとさせていただきます。

次に、6ページの木曾川町の欄をご覧ください。5といたしまして、市街化区域内農地の課税となっております。現行は、一般の市街化区域農地の扱いで、宅地並み評価、農地に準じた課税となっておりますが、これにつきましては、9ページをご覧ください。いと存じます。

簡単な農地に対する課税の仕組みということでフローチャートが出ておりますけれども、農地から一般農地と市街化区域農地と分かれております。市街化区域農地が、また上下に、一般の市街化区域農地、それから合併した場合という矢印をつけまして、三大都市圏の特定市の市街化区域農地となっておりますが、簡単に言いますと、上段が木曾川町、下段が一宮市、尾西市とお読み取りいただきたいと思っております。上段の一般の市街化区域農地ということで、木曾川町は宅地並み評価、農地に準じた課税がされています。一宮市、尾西市は宅地並み評価、宅地並み課税となっております。

それで、合併すると、木曾川町も下段の三大都市圏の特定市ということになりまして、

宅地並み評価、宅地並み課税がされるわけですが、お戻りいただきまして6ページですが、調整方針見ていただきますと、合併特例法第10条第3項を適用して、平成22年度までは農地に準じた課税を行うものとするということでございまして、先ほど申しました特定市の宅地並み評価、宅地並み課税というのは平成23年度から木曾川町において始まるとご理解を賜りたいと存じます。

次に、4の都市計画税ですが、税率は2市1町同じのため現行どおりでございます。あと、納期、減免規定、減額措置、これは一宮市の制度に合わせていただいております。

次に、5の特別土地保有税ですが、これについては、2市1町同じのため現行のとおりとさせていただきます。

はねていただきまして、7ページをお願い申し上げます。

6の軽自動車税ですが、これについても2市1町同じでございます。現行のとおりでございます。ただし、3の主な減免規定を見ていただきますと、尾西市の制度を適用するとなっております。②の特別な事情と市長が認めた場合、生活保護による減免可となっております。詳しいことは省略させていただきますけれども、県の基準をとっておりまして、一宮市、木曾川町に比べると有利な減免規定となっております。その点を取りまして尾西市の制度を適用するとさせていただきます。

次に、7のたばこ税ですが、これは同じでございますので、現行のとおりでございます。

入湯税につきましては、一宮市のみ課税されておりますが、これはそのままということで、新市に引き継ぐとさせていただきます。

次に、9の事業所税でございます。調整欄、人口30万人以上で政令で指定する市が課税団体となるが、合併関係市町村のいずれも事業所税の課税団体でない場合、合併により人口が30万人以上となるときは、合併特例法において合併が行われた日から5年間は事業所税の課税団体としての政令指定はされないということでございますが、これも10ページを見ていただけますでしょうか。

事業所税とは何ぞやということでございますが、一番上の方に、道路、上下水道、教育文化施設などの都市環境の整備及び改善に関する事業の費用に充てるために設けられた目的税でございます。一定規模の事業を行っている事業者等に対して、事業所の床面積や従業員の給与によって課税されるものであるということでございます。

それがどの規模の事業所なのかということを見ますと、下の表の中の下から3つ目、免税点というところを見ていただきますと、資産割、事業所床面積1,000平方メートル以下、従業者割100人以下となっております。逆に言えば、床面積1,000平方メートル以上のところ、あるいは従業者を100人以上抱えてみえるところに関しては、その事業所税がかかってくるということでございますが、先ほどの特例をもちまして、5年間は猶予されるということでございます。

私からの説明は以上でございます。

○梶田 信三委員長

ただいま説明がございましたけれども、この説明に対して何かご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。

はい、どうぞ、友定委員。

○友定 良枝委員

3ページの法人市（町）民税というところで、（2）の法人税割というのがあるのですが、ちょっと私この言葉を初めて目にしたのですが、その超過税率14.7%をなくすのは、どういう理由からか教えてください。それと、この税の意味というか、それも教えてください。

○梶田 信三委員長

はい、事務局。

○伊神 正文事務局課長

尾西市の超過税率14.7%を廃止する理由でございますが、先ほど説明させていただきましたように、30万を超えますと事業所税がかかるとご説明申し上げました。これは5年間徴収猶予されるわけでございますけれども、5年後はかかってくるわけでありまして、これは法で決まっております、好むと好まざるにかかわらず、30万を超えた場合には、かかってくるものでありますので、もし今の超過税率をそのまま残せば、ダブルで課税される事業所がおみえになるということでもあります。よって、この際、この尾西市の超過税率を全市に広げることは避けたいといったことで廃止をさせていただいたものであります。

尾西市さんのこの超過税率の目的でございますが、概ね先ほど事業所税のところでお話しさせていただいたように、教育文化施設等の都市環境の整備に充てるといった使用目的でございます。

以上でございます。

○梶田 信三委員長

よろしいですか。

○友定 良枝委員

ありがとうございました。

○梶田 信三委員長

ほかにございませんか。

はい、どうぞ、服部委員。

○服部 豊委員

3ページの上の（5）、（6）、これは廃止するということでもありますけれども、実際の減免対象が、上が4人、下がゼロだということですが、減免額としてはどれほどになっておるのでしょうか。

○梶田 信三委員長

はい、事務局。

○伊神 正文事務局課長

平成14年度実績で減免額が2万3,500円でございます。

○梶田 信三委員長

はい、どうぞ。

○服部 豊委員

額的には微々たるものでありますけれども、こういう障害者、老年者、寡婦等は、いろいろな控除があるわけですが、しかし、それにしても現行の税体系のもとでは、私は十分な控除が行われているとは思えないのです。ですから、各自治体において上乘せの軽減制度がとられていると思いますけれども、この金額的には、そんなに大きな市にとっての負担ではありませんけれども、この対象となって軽減される方にとっては大変ありがたい制度だと思うのです。これ、何も合併を機になくさなくてもいいのではないですか。

○梶田 信三委員長

はい、事務局。

○伊神 正文事務局課長

これについて同規模といいますか、他都市の調査をさせていただきましたところ、同じような制度でやっておみえになるのが春日井市でございます。それで、豊橋、岡崎、豊田については、このような制度はございません。それで、春日井市においても、一宮市の場合は125万円に20万加算した額といった規定でございますけれども、春日井市の場合はプラス5万円といったことで、一宮市の方が手厚くやっているわけでございますが、これは考え方でございますけれども、法で決められた基準を一応範囲内でやっております。20万のプラスをやることについても議論がいろいろあるかと思いますが、他都市の例も鑑みながら、このような調整をさせていただきました。

○梶田 信三委員長

はい、どうぞ。

○服部 豊委員

やはり弱者に温かい市をつくっていかうと思ったら、こういうものは残していくべきではないですか。よそは余りやっけていなくても、どこもやっけていなくても、これが新しい市の全市民に思いやりのある行政の姿ということで、金額的には、知れていますよね。私はやっけていただくべきだと思うのですけれども。

○梶田 信三委員長

これは、今回につきましては、この説明にとめさせていただいて、次回ご協議をいただきたいと、こう思いますので、よろしく申し上げます。

他にご意見ありましたら。

はい、どうぞ。

○友定 良枝委員

すみません、1ページの1の個人市民税のところの3の主な減免規定の勤労学生の扱いについてなのですが、一宮市の制度に合わせるとなっているのですが、例えば、尾西市との違いというのはどういうふうに起きてくるのか、ちょっと教えていただきたいので

すけど。

○梶田 信三委員長

はい、事務局。

○東元 徹夫税務分科会長

尾西市の税務課、東元と申します。

今ご質問ございましたこの減免規定でございますけれど、表現は一宮市の場合、税額の100%相当額、それから尾西市の場合は、所得割額を課されない勤労学生は均等割額の全部という表現をしておりますけれど、実態につきましては、勤労学生、高校、大学に行つて所得のある方につきましては、ある一定以上の金額があれば、当然、勤労学生控除ということで、所得割、均等割が課税になるわけでございます。ここで、減免といっておりますのは均等割でございます、所得割はかからずに、均等割が課税になる方がおみえになります。

私もこれ見落としましたけれど、尾西市におきましても、表現としましては、税額の100%相当額、ここでは均等割のことをいっております、表現が尾西市の場合、均等割という形で強調しておりますけど、内容は一緒でございます。申し訳ございません。

○梶田 信三委員長

中身は一緒だということでございますけども、よろしいですか。

○友定 良枝委員

はい、わかりました。

○梶田 信三委員長

他にございませんでしょうか。

ほかにご意見もないようでございますので、このことにつきましては、次回の委員会でご協議をいただくということでお願いをしたいと思います。

それでは次に、協議総文第11号、町名・字名の取扱いについてを議題とさせていただきます。

事務局の説明をお願いします。はい、事務局。

○伊神 正文事務局課長

9ページをお願い申し上げます。

協議総文第11号、町名・字名の取扱いについて、協定項目第18号。調整方針を読ませていただきます。

町・字の名称については現行のとおりとし、「大字」を削除した名称に変更する。ただし、木曾川町においては、葉栗郡木曾川町を〇〇市木曾川町に置きかえるということとさせていただきます。

恐れ入りますが、協議附属資料18、町名・字名の取扱いをお願い申し上げます。

今調整方針を読ませていただいたとおり、現行のとおりと。ただし、大字を削除した名称に変更させていただきたいというものでございます。これについては、尾西市において大字という表現はございません。新市において、やはり統一した地名といいますか、表記

が望ましいだろうということ、あるいは従前より、一宮市、木曾川町においても、大字は廃止してほしいという要望が数多く来ておりまして、この際廃止をさせていただこうということでございます。

4 ページをお開きいただけますでしょうか。

一番下の備考欄でございますが、例示として数点挙げさせていただきました。合併前と合併後を比べていただきますと、例えば、イの一宮市大字大毛というところがございしますが、これは〇〇市大毛と、一宮市本町2丁目は〇〇市本町2丁目でございます。エの尾西市起は〇〇市起、籠屋1丁目もそのままでございます。カの木曾川町大字黒田につきましては、〇〇市木曾川町黒田ということで、木曾川町という町名を残し、大字を廃した名称とさせていただいております。よろしくお願い申し上げます。

○梶田 信三委員長

はい、ありがとうございました。

ただいまの説明で何かご質問等ございましたら。

はい、どうぞ。

○友定 良枝委員

すみません、テレビのトリビアの泉ではないのですが、大字という意味自体がよくわからないのですが、何のためにこういう言葉があるというか、ついたのか、ちょっとその経緯を教えてくださいたいのですが。

○梶田 信三委員長

はい、事務局。

○伊神 正文事務局課長

大字については、昔の町とか村といったものが、明治の市町村制施行の際に、町村の1区画として、ブロックとして区画された、そのエリアを大字と称したものであります。よろしいでしょうか。

○梶田 信三委員長

いかがでしょうか。

○友定 良枝委員

はい。

○梶田 信三委員長

はい、どうぞ、葛谷委員。

○葛谷 昭吾委員

大字ですけどね、小字というか、字というのがありますね。やはり私、玉ノ井ですけど、大字玉ノ井字、私の場合で池田というふうになるのですが、そのいわゆる小字というのは、これはやはり抜けた場合には「玉ノ井池田」になるので、その境目がわからないというか、それと特に玉ノ井は、新屋敷七ノ切何番地と非常に長いもので、私のように、生まれたときから玉ノ井に住んでいる者は余り苦になりませんが、他の市町から見た人は非常に長いということを言われるので、この際、そういうのも変える機会ではないかなと

思うのですが、そういう地名というのは今までの長い歴史があるので、そう簡単には変えられないものだとは思っておりますけど、この合併するについて、その長いものを短くするという検討を中に入れていいのか悪いのかということも一度お聞きしたいのですが。

○梶田 信三委員長

はい、事務局。

○伊神 正文事務局課長

大字と同時に小字も取ったらどうだというご意見でございますが、今、葛谷委員さんおっしゃったように、地名と地名が何の緩衝材もなくくっついてしまいますので、例えば一宮市の例でいきますと、大字春明字西張渕というところがありますが、「春明西張渕」となってしまうので、それがいけないかと言われれば、それでもいいのかなという気もするのですが、先進合併事例を見ますと、字を取ったところは途中に「町」というのを入れているわけですね。

やはりその大字と小字を結びつけるものがないものですから、何かのその地名を区分する文字を入れてやっていきたいという考えだと思いますが、今の例でいえば「春明町西張渕」ということになるのですが、これはまだ、詳細に調べておりませんが、字を取りますと、一宮市の場合は住居表示したところ以外、全部ついておりますので、木曾川町さんもそうかもしれませんが、莫大な費用がかかってまいることは想像にかたくないということがあります。

字を取ることによって1文字分少なくなるから、書くのにも楽だということもあるかもしれませんが、言ってみれば1文字でございますので、できますれば、字は今のような理由をもちまして、そのまま残させていただく方が望ましいかなと考えております。

○梶田 信三委員長

葛谷委員さんおっしゃるとおりで、私のところも字がついておりまして、非常に長ったらしい名前なのですが、実際、一宮市の中でも、字がついておるものの、手紙なり郵便物なんか、字を抜かして出しても着きます。私は葛谷委員さんのその意見に賛成ですけれども、それは今度の協議のところはどういうふうになりますか、調整させていただきたいと思えます。

他にご意見ございませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

○梶田 信三委員長

はい、わかりました。他にご意見もないようでございますので、これにつきましても、お持ち帰りをいただきまして、次回の委員会でご協議をいただくということでお願いいたします。

続きまして、協議総文第12号、協定項目22、消防団の取扱いについてご説明をお願いします。

はい、事務局。

○伊神 正文事務局課長

10ページをお願い申し上げます。

協議総文第12号、消防団の取扱いについて、協定項目第22号でございます。

調整方針。（1）消防団の組織体制については、現行の組織体制を基本に合併時に連合団とするが、その後調整するものとする。

（2）消防団員の階級及び報酬等については、当面現行のとおりとし、2年以内に調整するものとする。

（3）消防団の活性化推進事業等への補助金については、1分団当たり10万円とし、一宮市の家族研修会は廃止するものとする。

（4）消防団の出動態勢については、合併後一定期間内に調整するものとする。

（5）消防車両、分団庁舎については現行の車両・庁舎を活用するものとする。

（6）市町の消防団操法大会は、合併時に廃止するものとする。

恐れ入ります、附属資料、消防団の取扱いをお願い申し上げます。

1ページでございます。

1の組織体制でございます。一宮市においては16分団、尾西市においては7分団、木曾川町においては6分団でございます。調整方針でございますが、合併時に連合団とする。要は、その2市1町それぞれの分団を残しつつ、それを束ねるような連合団をつくりたいと。それで、その後、その各分団の統廃合については検討してまいりたいといったことでございますので、よろしくお願い申し上げます。

次に、2の階級及び報酬でございます。これもご覧いただいたとおり相当の乖離がございます。これはやはり常備消防の充実度によって違ってきているのかなと思いますけれども、当面現行のとおりとさせていただきますして、2年以内にそれぞれ消防団と調整をとりながら金額の調整を図ってまいりたいと考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。

次に、2ページでございますが、4の退職報奨金でございます。これは2市1町同様でございますので、現行のとおりとさせていただきます。

次に、5の消防団補助金等でございます。これも上段と下段に分かれておりますが、一宮市の下段は、消防団家族の研修会ということで、家族の慰安のための懇談会等のための研修会の補助金でございます。上段におきましては、一宮市が消防団の活性化に関することといったことで、訓練とか研修のための費用に用いる補助金として出させていただいておりますが、尾西市、木曾川町においては、性格といたしましては、福利厚生目的の補助金として出されていると。助成金、負担金という名称でございますが、出されているということでございます。それで、結論から申し上げますと、調整方針を見ていただきますと、1分団当たり10万円とし、一宮市の家族研修会は廃止するということございまして、2市1町の実施している補助金及び一宮市の実施している家族研修会の経費の総和を、この計算式によりまして分団単位の助成金、運営費として支給させていただこうというものでございます。

続きまして、3ページでございますが、出動態勢でございます。一宮市の場合は、第1

次から第3次まで、その火災の程度に応じてそれぞれ出動態勢が決まっています。尾西市、木曾川町については、全分団出動といったことをごさいます、これについては新市において一定期間内に調整をさせていただこうということをごさいます。

次に、7の消防車両等をごさいます、これは見ていただいたとおり、16台、7台、3台、あと16分団すべてが庁舎を保有している一宮市、それから尾西市においても7分団すべて庁舎（車庫）を保有しています。木曾川町においては3分団のみが庁舎（車庫）を保有しているということをごさいます、現行の車両、庁舎を活用してまいりたいということをごさいます。

次に、8の消防団操法大会をごさいます。先ほど申しましたように、市大会等については廃止し、県大会については持ち回りで出場するという調整がなされております。これは、市大会においては、消防団をごさいますので、普通は、昼間はお仕事を持ってみえる方が帰られて、夜その操法大会のために練習なされると。これはかなり負担が大きいものがあるということをごさいます、この負担の大きさから、また逆に団員の確保が難しい、あれがあるから嫌だといった声も聞かれるところでありまして、この際、その市の操法大会は廃止させていただこうということをごさいます。ただし、県大会については、このとおり持ち回りで、これについては出場してまいりたいということをごさいますので、よろしくお願ひ申し上げたいと思います。

以上をごさいます。

○梶田 信三委員長

はい、ありがとうございます。

ただいまの説明に対しまして、何かご質問等がございましたらお願ひいたします。

特にないようをごさいますので、この議題につきましてもお持ち帰りをいただき、次回の委員会でご協議をいただくということをお願ひしたいと思います。

それでは次に、協議総文第13号の協定項目23-2の姉妹都市、国際交流事業について、事務局、ご説明をお願いします。どうぞ。

○伊神 正文事務局課長

11ページをお願ひ申し上げます。

協議総文第13号、姉妹都市、国際交流事業について、協定項目第23-2号。調整方針、読ませていただきます。

- (1) 萩原町及び馬瀬村との交流事業は、合併時にいったん廃止するものとする。
- (2) 一豊公&千代様サミットについては、新市においても引き継ぐものとする。
- (3) 飛騨・木曾川・伊勢湾連携交流事業については廃止するものとする。
- (4) 中学生の海外派遣事業については、新市において速やかに調整するものとする。
- (5) 一宮市及び尾西市国際交流協会については、合併後一定期間内に組織・事業の統合を図るものとするとしていただいております、協議附属資料、姉妹都市、国際交流事業の方をよろしくお願ひ申し上げたいと思います。

はねていただきまして、1ページをごさいます。

姉妹都市交流事業、木曾川町の方で益田郡萩原町と姉妹都市提携をやっておみえになります。調整方針を見ていただくとおり、交流先でもある萩原町も合併協議中であり、合併時にいったん事業を廃止すると。再開については、括弧書きでございますが、新市において検討をさせていただこうというものでございます。これは、後から2番目に言います馬瀬村ともそうでございますが、相手先の方も了解を得ている事項でございます。

尾西市も、今のように馬瀬村と交流しておみえになりますが、これも、先ほどの木曾川町の萩原町と同様、合併協議中でありますので、いったん事業を廃止させていただきたいということでございます。

次に、一豊公と千代様サミットにつきましては、木曾川町の事業を引き継ぐものとするということで、新市においても引き続き行っていきたいというものでございます。

次に、2ページでございます。

4の飛騨・木曾川・伊勢湾連携交流事業でございますが、主な内容といたしましては、木曾川でEボートの交流会というのがあります。今年も犬山で開かれたようでございますが、これだけが事業としては主なものということでございます。この調整方針は、合併時に事業を廃止させていただきたいということでございますが、これにつきましては、合併後、新市が木曾川に18キロ余の距離が面するといったことございまして、木曾川との関連はかなり深いものがあります。よって、37万都市にふさわしい木曾川を介した交流事業を、新たに新市においてまた考えてまいりたいという担当の考えでございます。

続きまして、5の中学生海外派遣事業でございます。これは、一宮市において中国へ7泊8日で派遣している、それから、尾西市においては、毎年8月にニュージーランドにやはり7泊8日で派遣してみえるということでございまして、これにつきましては、調整方針見ていただきますと、新市において速やかに調整するとさせていただいております。

この主な理由を申し上げます。尾西市の325万2,000円経費がかかっておりますが、このうち250万円は墨国際交流基金という基金を利用して費用が捻出されております。このいわゆる墨さんという方の志で実施されているわけでございますが、この交流基金の趣旨といたしまして、尾西市の生徒に見聞を広めるためにということで基金が出されておりますので、これを合併したからといって、軽々に本人さんのご意思を確認せずに一宮市、尾西市に、木曾川町に広げることについては、少しやはり慎重に取り扱わなければならないだろうということでございまして、合併後に、墨さんのご意見を拝聴して、またそのご意見、ご意思に沿った形で、新市において新たな派遣事業を展開してまいりたいということでございますので、速やかに調整という表現をさせていただいております。

はねていただきまして、3ページでございます。

国際交流協会、一宮市には一宮市国際交流協会、平成3年に設立になっております。尾西市においては、尾西市国際交流協会が平成6年に設立となっております。それぞれの市において、主な交流事業といたしまして数々の事業を行っておみえになります。一宮市の主な原資といたしましては、基金が1億9,600万円でございます、微々たる金額でございますが、これと市からの補助金をもちまして事業を運営していると。尾西市におきましては

会費制をとっておりまして、会員の方の会費をもって運営しているといったことでございます。これもそれぞれの原資、あるいは事業の内容が違いますので、合併後、一定期間内、少々お時間を頂戴して統合を図ってまいりたいというものでございますので、よろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

○梶田 信三委員長

はい、ありがとうございました。

ただいまの説明で何かご意見がございましたらお願いいたします。

はい、川井委員。

○川井 勇副委員長

1点だけお聞かせください。5番目の中学生海外派遣事業の一環でございますが、大変尾西市さんにはご奇特なお方がおみえになるということですが、この方は墨様といっても我々わかりませんが、これはご奇特な方でございますので、ご氏名、屋号ぐらいはお聞かせ願えればありがたいと思いますが、いかがでしょうか。

○梶田 信三委員長

はい、どうぞ。

○近藤 重幸事務局次長

尾西市の企画部長の近藤でございますが、今、ご質問いただきました墨さんというのは、艶金興業の会長さん、墨明さん。その方のご寄附によって行われております。

○川井 勇副委員長

わかりました。だからこの質問は、お持ち帰りで出ると思いますので。ありがとうございました。

○梶田 信三委員長

ほかにございませんでしょうか。

ほかになければ、このことについてもお持ち帰りをいただきまして、次回の委員会でご協議をいただくということでお願いしたいと思います。

続きまして、協議総文第14号、協定項目23-7、交通関係事業について、事務局、ご説明をお願いします。事務局。

○伊神 正文事務局課長

12ページをお願い申し上げます。

協議総文第14号、交通関係事業について、協定項目第23-7号。

調整方針でございます。(1)循環バスについては当面現行のとおり継続し、新市において一定期間内に調整するものとする。

(2)交通安全教室については、一宮市・尾西市の制度を適用するものとする。また、交通指導員は一宮市の制度に合わせるものとし、尾西市の交通指導員は合併後一定期間内に廃止するものとする。

(3)尾西市防犯交通協会については、合併時に廃止するものとする。

(4) 交通安全組織育成補助及び防犯活動支援については、一宮市の制度を適用するものとする。

(5) 交通災害見舞金については、一宮市・尾西市の制度を適用する。

恐れ入ります、協議附属資料、交通関係事業をお願い申し上げます。

1 ページでございますが、1 の市内循環、公共施設巡回バスでございます。これは、一宮市と尾西市において行われている事業でございます。一宮市においては「iーバス」と称しておりますが、左右両回りの2コースを運行いたしております。運行日といたしましては、年末年始を除く毎日、午前8時30分から午後6時20分、コースとしましては各コース10便、運賃は1乗車100円でございます。

尾西市においては見直しをされたようでございまして、東・西・南ということで3コース、運行日は月曜日から金曜日、時間が午前8時から午後5時18分、各コース9便で運賃は無料といったこととございます。木曽川町にはありません。これについても、なかなか事前の調整が難しく、当面現行のとおり継続させていただきまして、一定期間内に調整をし、また新たな制度として運営していきたいといったこととございます。

次に、2の交通安全教育でございます。一番上の交通安全教室でございますが、これは概ね2市1町同じような事業を実施されておみえになると。しかしながら、ちょっと違うのは、木曽川町は、警察主導でおやりになっておみえになりますが、一宮市、尾西市においては、市職員と警察で合同で対応しているといったことをもちまして、交通安全教室は一宮市、尾西市の制度を適用するといったこととございますが、内容はほぼ一緒でございます。

次に、交通指導員でございますが、一宮市は交通指導員4人を警備会社に委託して活動を行っております。尾西市においては交通安全指導員7人を雇用しておみえになりまして、登下校の交通指導を実施しております。調整方針見ていただきますと、一宮市の制度に合わせるということで、尾西市の交通安全指導員は、合併後一定期間内に廃止をさせていただきたいということとございまして、一宮市のアスタリスクを見ていただきますと、小学生の交通安全の確保については、登校時にPTAが対応ということになっておりまして、尾西市の指導員7名がおやりになってみえることについては、今後徐々にPTAで対応していただくといった方向で調整がなされております。

次に、3のカンガルークラブでございますが、これも同様な施策がございまして、合併時に統合していきたいといったこととございます。

次に、3の防犯交通協会でございますが、尾西市に防犯交通協会というものがございませぬ。これは、ご覧いただいたとおり、尾西市のみある組織でございまして、その後に出てきます交通安全の組織育成とか防犯活動支援といったところに深くかかわっている団体でございます。逆に言いますと、一宮市、木曽川町は、こういった協会を経ずに直営で実施をしているといったことになってまいります。もしこの尾西市の防犯交通協会を合併後に残すとなれば、一宮市も、木曽川町にも広げることになってまいりまして、合併後の活動を考えた場合に、ちょっと支障が出てくるのではなかろうかといった懸念もありまして、

合併時にこの尾西市の防犯交通協会は解散をさせていただきたいということでございます。はねていただきまして、3ページでございます。

4の交通安全組織育成でございます。一宮市の欄を見ていただきますと、市内16連区の地域交通安全会というのがございまして、ここに1団体当たりいろいろ補助をしております。補助の内容といたしましては、カーブミラーの清掃とか、交通安全パレードとか、啓発の看板を設置したりといったような事業を行っていただいております。

尾西市においては、先ほど申しました防犯交通協会から地区の防犯交通委員会へ補助がおりているといったことで、これが14年度実績で134万7,000円でございます。先ほど言いましたように一宮市のような活動をされていたり、あるいはカーブミラーの補助等をやっておみえになります。

それから、木曾川町においても、運営費といたしまして52万8,000円、それと、木曾川町においては、下の防犯交通安全等の活動とも絡んでおりますので、なかなか切り離しては考えにくいのでございますが、木曾川町においても同様の事業を、補助をいただいてやっておみえになりますが、最終的な調整方針を見ていただきますと、一宮市の制度を適用するものとするが、連区と区の調整が図られるまでの間は、これは前回コミュニティのところでも申し上げましたように、一宮市に連区があり、尾西市、木曾川町に区があつて、この町内会の統合というのもなかなか難しいといったことをご説明いたしました。これらの調整が整うまでの間は、一宮市の制度を基本としつつ、尾西市、木曾川町の区の規模に見合った補助額となるよう、調整を図るものとするさせていただきます。なかなかわかりにくい表現かもしれませんが、一宮市のその対象の補助内容と遜色ないものを尾西市、木曾川町の方にも広げていきたいといったふうにご理解を賜りたいと存じます。

5の防犯活動支援でございます。一宮市の場合、一宮市防犯協会への負担金といたしまして228万1,000円が出されており、そこから市内の16支部に交付金が106万2,000円交付されているといったことございまして、主な活動内容といたしましては、防犯啓発看板で防犯意識を啓発したり、防犯協会連合会等と連携し啓発活動を実施しているといったことでございます。

事業内容といたしましては、尾西市、木曾川町と同じような内容でございますが、尾西市の14年度実績を見ていただきますと134万7,000円ということで、この上の段の交通安全組織育成のところと一緒に金額でございます。再掲という意味でございますが、その交通安全と、それから防犯活動と一緒にやられているとご理解をいただきたいと思っております。

尾西市や木曾川町においても同じようなことございまして、上の金額が再掲で書かれております。この交通安全と防犯と一緒にやっておみえになりますということでございます。

これも、先ほどの交通安全の組織育成と同様、一宮市の制度を適用させていただいて、連区と区の調整が図られるまでは、一宮市の制度を基本としつつ、尾西市、木曾川町の方にも補助額が出るよう、調整を図ってまいりたいといったことございまして、よろしくお願い申し上げます。

続きまして、4ページでございますが、6の交通災害見舞金でございます。これは、一宮市、尾西市とも同じ制度でございます。住民の方から掛金は払っていただいておりますが、死亡15万円、障害3万円の見舞金が出る制度でございます。それで、木曾川町においては、尾張市町交通災害共済組合というところに加入しておみえになりまして、掛金を払っていただく必要はございますが、見舞金として、死亡150万円といったことで、かなりの高額の見舞金が出る制度でございます。しかしながら、合併後にこの尾張市町交通災害共済組合に新しい市として加入する場合、ざっと1億円の加入費用が必要となってくるといったことございまして、これはなかなか難しいことかなといったことございまして、調整方針を見ていただきますならば、一宮市、尾西市の制度を適用するといったことで、今の一宮市、尾西市が行っている制度を木曾川町にも広げてまいりたいと考えております。木曾川町は同時に共済組合から脱退といったことになってまいります。

5ページには、それぞれの一宮市、尾西市のiーパス・巡回バスのコースをつけさせていただきます。後ほど見ていただければと思います。

以上でございます。

○梶田 信三委員長

はい、ありがとうございます。

ただいまの説明に対しまして、何かご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。

はい、どうぞ。

○青木 隆子委員

すみません、2番の交通安全教室の、その中のまた2番、交通指導員、一宮市が交通指導員4人を委託、尾西市が交通安全指導員7人を市内小学校に配備とありますけども、この一番下の欄、小学生の交通安全の確保については、登校時にPTAが対応というのは、尾西市でも小学校はPTAの方が立っています。それで、もしこれが7人の交通安全指導員、こちらの一宮市の交通指導員4人という方とは、少し比較するのは内容が違うと思うのですけれども、一宮市さんの制度に合わせるとしたら、尾西地区には、その一宮市が4人であれば、尾西地区、木曾川地区には何人ぐらいが充てられるのか、お聞きしたいです。

○梶田 信三委員長

はい、事務局。

○小池 菊治一宮市企画部地域ふれあい課長

一宮市の地域ふれあい課の小池と申します。

ただいまのご質問でございますが、現在の私どもの交通指導員4人でございますが、主な仕事、例えば、小学校へ出向きまして、交通安全教室を警察の方と一緒に出向きましてやるとか、そういうことでございます。あるいは、何かの行事、市民会館で例えば、行事がございましたときに、要請を受けて交通警備に当たるとか、そういうようなことが主な業務でございます。

ですから、仮に新市が発足しまして、こういった交通指導員でやっていくということになりますと、人数的にはこの4人を若干増やすということは出てくるかもしれませんが、

特に尾西市に何名を派遣するとか、木曾川町に何名を派遣するとかいうことではございませんので、その辺をご理解賜りたいと思います。尾西市の小学校の例えば交通安全に向向いていくとか、あるいは木曾川町の小学校の交通安全教室に向向いていくとか、そういうことになろうかと思しますので、よろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

○梶田 信三委員長

今のお話聞きますと、尾西市は市の小学校の登下校の交通の指導という、交通安全、こども表現が違いますが、交通安全指導員さん7校ということですから、それぞれの小学校へ配置をして、いろいろとそういう指導なんかおやりになっているようですが、若干一宮市の現況と違うような気がします、そのやり方について、これからどういうふうに調整をされるのか。今の一宮市の指導員4人については、これは当然新市になればもっと増やさなければいけないということでしょうけれども、ほかに。はい、どうぞ。

○友定 良枝委員

すみません、4ページの6番の交通災害見舞金、それで、一宮市や尾西市の場合、交通災害見舞金は市から出ているのかということと、それと、例えば新しい市で加入すると1億円も共済組合にかかると聞いたのですが、これは長い目で見たら、もちろん交通事故なんて起こらない方がいいのですが、住民にとってはどっちがいいのかということもお聞きしたいのですが。

○梶田 信三委員長

はい、事務局。

○伊神 正文事務局課長

その実績で、一宮市の場合、死亡15、障害28で309万円出ております。これは、行政の方から出ている金額でございます。それで、1億円かかっても木曾川町が入って見える尾張市町交通災害共済組合に入ったら、長い目で見たらどうだということでございますが、なかなか1億円という金は、そうそう右から左へというわけにはまいらないと考えております。

それで、150万円という死亡の見舞金でございますけれども、掛金がやはり各個人でございますので、これは一長一短あり、さてどうだと言われてもなかなか判断はつきづらいということだと思いますけれども、私ども考えますのは、言い方は乱暴かもしれませんが、個人の安全、生命は個人で守るというのが大原則だと考えております。ですから、その行政である程度、15万円程度でございますが死亡の見舞金を出すことは、プラスアルファだというふうな考え方が常套ではなかろうかなと考えております。

○梶田 信三委員長

すみません、ちょっと委員長からもお聞きしますが、この木曾川町で町民の方が掛金をお支払いになっているということですが、これは全員加入されているんですかね、町民の皆さんは。

はい、どうぞ。

○木村 武博事務局次長

木曾川町の総務部長の木村でございますが、15年度の加入率でございますが、私ども人口3万2,188人でございます。そこで、入っておりますのが1万347名、言いかえまして32.1%でございます。約3割の方が加入されておると。もちろんこれ本人からお金をもらいまして、例えば高齢者とか低年齢の方は町が補助しておりますが、住民からお金をもらって、そして掛けると、こういうことですので、どんどん会員はちょっと減っております。以上でございます。

○梶田 信三委員長

ちなみに掛金は幾らですか。

○木村 武博事務局次長

500円でございます。

○梶田 信三委員長

はい、ありがとうございます。2市は全員、どなたが交通事故に遭われてもお支払いはできると。市の方からということですから、こちらの方は加入されていますから、保障は厚いけれども掛金が要るということですね。そういうご説明でございました。よろしいでしょうか。

はい、どうぞ。

○服部 豊委員

個人の安全は個人で守るといようなことを言われたのですが、そのことと、この交通事故に遭った場合の見舞金とは関係ないですね。遭ってしまった場合の措置でありますのでね。

私がお尋ねしたかったのは、一宮市では防犯協会があるようですけども、これ、どうなっていますか。このことについてはどこで出てくるのでしょうか。

○梶田 信三委員長

これは5番のところの一宮市の防犯協会というところから出てくると思いますが、事務局、いかがですか。

○小池 菊治一宮市企画部地域ふれあい課長

再度お答えさせていただきます。3ページの5番の項目の防犯活動支援というところで、一宮市防犯協会というのが出てまいります。市からは協会への負担金といたしまして、14年度実績で220万余ということでございます。協会の方から、市内に16支部というふうにございますが、いわゆる連区というものが16ございまして、各連区が一宮市防犯協会の何々支部ということで、大和連区というところから大和支部という位置づけになっております。そこで、各連区におきまして地区の防犯活動に従事していただくということで、そちらの方に支援をさせていただいておる状況でございます。

以上でございます。

○梶田 信三委員長

よろしいでしょうか。

はい。

○服部 豊委員

すみません、尾西市では防犯交通協会というのがあるわけですが、これは合併時に解散すると。それはいいとして、一宮市には防犯協会があると。この防犯協会が新しい市のすべてをエリアとして活動を行っていくということになるんでしょうけれども、この調整方針見ますと、連区と区の調整、これは尾西市や木曾川町の区ということだと思いますけれども、これはどうなるのか。それで、防犯協会そのものはどうなっていくのかということについては、ここには出ていないのですよね、防犯協会への負担金というのが出ておるだけであって。

○梶田 信三委員長

はい、事務局。

○伊神 正文事務局課長

2ページの尾西市の防犯交通協会の廃止をここで上げさせていただきましたのは、先ほど説明しましたような交通安全組織育成、あるいは防犯活動支援のところで、この廃止のことを説明していかないと、なかなか後の説明がしづらいかないといったことで説明をさせていただきました。それで、一宮市防犯協会につきましては、この全体の調整項目の中で「公共的団体等の取扱い」という項目がございます。これは年明け、次々ぐらいのところで出させていただく予定にしておりますが、そのところで防犯協会の取り扱いについては説明申し上げたいと考えておりますので、よろしく願い申し上げます。

○梶田 信三委員長

よろしいでしょうか。

ほかに何かございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○梶田 信三委員長

ないようでございますので、この事柄につきましてもお持ち帰りをいただき、次回の委員会でご協議をいただくということでお願いしたいと思います。

続きまして、協議総文第15号、協定項目23-25の学校教育事業（その1）について説明をお願いします。

事務局。

○伊神 正文事務局課長

13ページをお願い申し上げます。

協議総文第15号、学校教育事業について（その1）、協定項目第23-25号。調整方針を読ませていただきます。

(1) 就学援助費のうち、準要保護世帯の給食費負担については、尾西市・木曾川町の制度に合わせるものとする。

(2) 日本体育・学校健康センター災害共済については、一宮市の制度に合わせるものとする。

(3) 英語教育推進事業、各種大会事業については、合併後一定期間内に調整するものとする。

(4) 学校給食事業については、当面現行のとおりとし、一定期間内に食材の一括購入に向けて調整を図るものとするとしていただいております、附属資料、学校教育事業(その1)をお願い申し上げたいと思います。

1 ページでございますが、就学援助費でございます。まず、一宮市の欄を見ていただきますと、対象といたしまして、要保護・準要保護児童及び生徒となっておりますが、要保護というのは、いわゆる生活保護者世帯の子供さんをご理解いただきたいと思います。準要保護児童については、生活保護までではないのですが、生活保護を停止された、あるいは市民税の非課税世帯といったことで、生活保護を受けてみえる方に次ぐ生活困窮者のご理解を賜りたいと思います。それで、これも一宮市の欄でございますが、①から、支給額のところでございますが、⑥までございます。それで、①から④までは、要保護世帯を除くとなっておりますところは、これは生活保護費の中に教育扶助を受けていると、金額が入っているとといったことで、要保護世帯は除かれていますのご理解を賜りたいと存じます。

それで、この中で③の学校給食費を見ていただきたいと思います。一宮市の場合は、小学、中学とも毎月給食費の5分の3を支給しているということでございますが、逆に言えば5分の2は自己負担ということでございます。尾西市、木曽川町においては、この学校給食費、準要保護世帯の学校給食費は、小学校、中学校すべて全額公費負担でございます。これにつきましては、尾西市、木曽川町に合わせ、全額行政の方の負担とさせていただこうということで調整が整っております。

あと、例えば4の校外活動費におきますと、一宮市、尾西市は一緒でございますが、木曽川町においては宿泊を伴うものの欄がございません。これは、宿泊を伴うものについては町が全額負担しているとお読み取りいただきたいと思います。それは、2ページの修学旅行費についても同様でございます。一宮市、尾西市は限度額2万600円、5万5,900円とございますが、木曽川町においては全額公費負担でございます。それで、調整方針を見ていただきますと、その他については、2市1町同一のものは現行のとおりとし、差異のあるものは一宮市、尾西市に合わせるといった調整がなされておりますので、今の校外活動費、修学旅行費においても、木曽川町の住民の方には一宮市、尾西市に合わせていただくといったことになってまいります。

次に、2の日本体育・学校健康センター災害共済事業でございます。これは何かというと、体育のときに子供さんがけがをされた場合、治療費がかかります。その給付を行うといったものでございまして、5,000円以上の負傷及び疾病に対して助成が出るといったものでございます。制度は2市1町同じでございます。ただ、一般児童の負担が尾西市、木曽川町については全額これについては公費負担、一宮市においては、875円のうち、これは年間でございますが、420円、保護者の負担をいただいているところであります。準要保護、要保護については、これは全額公費負担でございます。

それで、調整方針を見ていただきますと、一般世帯の児童生徒については一部保護者負

担とするということで調整がなされております。先ほど給食のところで調整方針を述べさせていただいたように、やはり弱者の方には手厚い方に調整をさせていただいておりますが、この日本体育・学校健康センターの災害共済事業につきましては、一般の方でありますので、一部の自己負担は出していただいても構わないのではないかとといったことで、一宮市の制度に合わせるといった調整がなされております。

次に、3の英語教育推進事業でございますが、小学校の英会話、あるいは英語指導助手につきましては、それぞれ一宮市が指導員6名、指導助手6名、あるいは尾西市、指導員3名、指導助手3名、木曽川町においては指導助手2名といったことで、それぞれ人材派遣会社から委託で派遣されて、英語の指導助手、指導に当たっています。これにつきましては、2市1町それぞれ人数、学年等乖離がございますので、合併後、一定期間内に調整をさせていただくといった調整方針とさせていただいております。

はねていただきまして、3ページでございます。

項目4番、各種大会等運営事務事業でございますが、一宮市においては小学校合唱祭、4年生から6年生でやっている合唱祭、それと中学生でディベート大会というのが行われております。尾西市においては市民音楽祭へ参加する、あるいは模擬市議会というのが実施されておりますが、木曽川町はやられていないようでございます。これも合併後、一定期間内に調整するといったことで、しばらくお時間をいただいて、調整をさせていただきたいというものでございます。

次に、5の学校給食事業でございます。これは大きな差がございまして、一宮市においては、南部学校給食共同調理場、あるいは北部ということで、2場で集中方式でここで給食をつくり、各校に配布しているといったことでございます。尾西市、木曽川町においては、各校において自校方式で学校内で給食をつくっておみえになりますといったことでございます。

方式につきましては、これは一長一短あって、どれがいいといったこともなかなか一概には言えないのでありまして、しかしながら、これを合併後、速やかにどちらかの方法に統一するという事はなかなか難しいことでありまして、一宮市の学校にすべからず校内に調理場をつくることも難しいのでありますし、尾西市、木曽川町を対象とする共同調理場を一つつくることもなかなかこれは大変困難なことであろうということでもございまして、この自校方式、中央方式については、合併後は当面現行のとおり、しばらくは実施させていただきたいということでございます。

なお、給食費の負担額、ご父兄、保護者から負担いただく給食費についても、見ていただいたとおり、小学校でいえば一宮が192円、尾西市は230円、木曽川町は240円ということで、これも乖離がございます。これについても、今の自校方式、中央方式ということをとることによって、単価も若干違ってくるといったこともあります。それから、また、一宮市の場合はやっぱり母体が大きいものですから、一括購入で安く仕入れているといったところもあるということでございます。

それで、今後においては、しばらくは今の自校方式、中央方式ということでありまして、

給食費の差もやむなしといったことで、このままの差で続けさせていただきまして、特に木曾川町さんのように規模の小さなところについては、町内の八百屋さんのようなところで購入されると、どうしてもやはり一括購入よりは単価が高くなってしまったということがありまして、一括購入をすることによって、今後、単価が下げられるだろうということがございます。この一括購入に向けて調整を図り、徐々に尾西市・木曾川町の給食の負担額を下げたいこうといったこととございます。その下げ幅については、今後のこの一括購入の度合いによって変わってくるということとございますので、よろしくお願ひ申し上げます。

以上でございます。

○梶田 信三委員長

はい、ありがとうございました。

ただいまの説明に対しまして、何かご質問等がございましたらどうぞ。

はい、どうぞ。

○松村 真早美委員

2 ページの3 番の英語教育推進事業のところなのですが、まだ詳しい調整がとれていないので、こういう表記になっていると思うので、現段階の流れとしてちょっとお聞きしたいのですが、尾西市、木曾川町に関しては、小学校の方で大体1 人の講師に対して2 校から3 校ぐらいを受け持ってみえるのに対して、一宮市は5 校強持ってみえるということと、中学校に関しては、尾西市、木曾川町は1 名ずつ常駐がありますが、一宮市の方は2 校から3 校ぐらいを掛け持ちしてみえるのとったんですが、これは一宮市の方に合わせて常駐などを廃止していくということなのか、もう少し増員をしていただいて、常駐をつけていただけるという方向なのか、どちらの方に流れていくのか、現段階の状況を教えてくださいたいと思います。

○梶田 信三委員長

はい、事務局。

○中野 和雄学校教育副分科会長

一宮市の学校教育課長の中野でございます。

今の状況ということですが、それぞれ、小学校は指導員が6 名、中学校の方も6 名ということで、それぞれ学校はできるだけ長い期間というふうで、要するに15 週ですね、15 週にわたっていきます。ですから、2 週間に1 回ずつ各学校に回っております。中学校についても同じような形をとっています。前は、例えば1 カ月集中的に行って、次の学校にかわっていくという、そういう形をとっていたのですが、やはり継続的に同じ学校に長くいた方がいいだろうと、要するに例えば1 カ月でいきますと、4 週あるとしますと2 週ですね、そういう形で1 年間いくという、そういう形でやっております。

それで、活動内容そのものにつきましては、小学校については、英語活動で英会話ができるという形で、遊びながら日常的なあいさつ等できるようにと、そういう形で活動しております。中学校の方は、生の英語に接するという形で、同じように期間を長く使って

やっております。そういうような形で一宮市の場合はやっております。

○梶田 信三委員長

今のご質問は、一宮市の場合はそうですけども、尾西市さんと木曾川町に比べて少ないのではないかと、中学校も、尾西市のような中学校ごとに常駐をしてみえて、学期ごとに交代というようなことでやっておみえになるようですから、将来的にはそういうふうになるのかなというご意見だと思いますが、これはこれから調整ということですが、委員さん、これは次回のまた協議のときに、その辺のご希望を出していただいて調整していただくということでしょうか。

○松村 真早美委員

はい。

○梶田 信三委員長

はい、よろしくお願いします。

ほかにどうでしょうか。

はい、どうぞ。

○服部 豊委員

2点お尋ねしたいと思います。一つは就学援助の関係で、修学旅行費に差異があつて、木曾川町は実費支給になっておりますけれども、一宮市、尾西市が2万600円と5万5,900円、実際には、この限度額を超えるというようなことはまずないと思っておりますけれども、そうでしょうか。

○梶田 信三委員長

はい。

○中野 和雄学校教育副分科会長

実際にいきますと、大体限度額内におさまるような状況でやっているわけですがけれども、確実に答えを今持っていないのでわかりませんが、大体これが一応それぞれの基準というような形、ここら辺が設定されていると思いますので。ちょっとどうであるかというのは、今資料を持ち合わせていません。

○梶田 信三委員長

はい、どうぞ。

○服部 豊委員

はい、わかりました。

それと、もう一つ、次の日本体育・学校健康センターの災害共済事業ですね、掛金について、尾西市も木曾川町も全額公費負担になっておりますけれども、一宮市だけ一般の児童、生徒の分は2分の1ずつという形なのですね。今これ一宮市の制度に合わせるということですがけれども、2市1町あつて、2つのところが同じ方式をとって、1つだけが違う方式で、しかも保護者負担があると。言ってみれば住民負担が重い方ですね、2つが軽い方にしていて、1つが重い方で、どうして重い方に合わせるのですか、ちょっとお尋ねしたいと思います。

○梶田 信三委員長

はい、事務局。

○伊神 正文事務局課長

今までのこの事務事業のすり合わせの中で、すべてそうだったかということは記憶がございませんが、必ずしも、この3つの自治体の多数の方をとったといったことの調整はされていないと思っています。数の高をもってこちらの方をとるといったことはされていないと。先ほど申しましたように、就学援助費のところの学校給食費の準要保護の世帯の方の負担を一宮市の場合にご負担いただいていたのを、これを尾西市、木曾川町に合わせて全額ということをお願いしました。いわゆるその生活弱者の方については行政としてバックアップしていこうと。

しかしながら、一般の負担能力のあるご家庭の方については、それなりの受益者負担ということでご負担をいただこうといったことの方針をもちまして、この保護者負担420円というのを2市1町に広げさせていただきたいという考え方でございます。このいわゆる生活弱者をとすることは、全部が全部必ずしもそうになっているかということ、これはそうではないかもしれませんが、考え方といたしましては、やはりその弱者の方について手厚い体制をとっていこうというのが根底に流れている考え方でございます。

○梶田 信三委員長

はい、服部委員。

○服部 豊委員

合併論議をする場合の原則的な問題で、私は前から申し上げているように、国の方も言っていますよ、負担は軽い方に、給付は重い方にと、ところが、実際には100%そうはならないでしょう。それは私も承知しております。しかし、最大限そこに近づける努力をするというのは、これは当然のことだと思うのですね。

それで、今事務局の答弁としては、私全く納得できないのですけれども、かなり政治的な思惑というのですかね、政策的思惑をもってすり合わせをしているわけですよ。それはけしからんことだと思うのです。それぞれの現状を見ながら、どこに持っていくのが一番いいのかということを考えるのが事務局であって、政治的な思惑で一般の人は負担してもらった方がいいというようなことを論議するなんてのはけしからんと言っておきたいと思うのです。

○梶田 信三委員長

服部委員、今回は提案でございますので、また、本格的な議論は次回によろしくお願ひしたいと思います。

ほかにございませんですか。

はい、事務局。

○伊神 正文事務局課長

今の服部委員さんのお言葉でございますが、私ども、確かにその合併の2市1町のすり合わせをするときに、原則は、サービスは高い方に、負担は低い方にとったことで合併

後の住民の方々に不公平感を感じていただかないような調整をすることが望ましいということは、事務事業すり合わせのときの説明会で、各担当部署の方に周知したところであります。しかしながら、それとはもう一方、合併というのは最大の行政改革という、効率性を求めるところもあります。

ですから、先ほど申しましたように、負担すべきところは負担していただく、ご負担いただかないところは行政の方でバックアップするといった考え方でやっていかないと、すべてサービスは高い方にといいたことでは、今後の新市の行政が、財政運営が滞ってしまうといったことをございますので、そこら辺のところのバランスは確かに難しいとは思いますがけれども、すべからく住民の方のサービスを高い方にといいたのは、これは甚だ難しいことであると考えておりますので、よろしくお願ひ申し上げます。

○梶田 信三委員長

本格的にはまた次回やりましょう。

ほかにございませんか。

どうぞ。

○友定 良枝委員

今の話のちょっと続きなのですが、では、次回までにこの420円を市で出した場合と、保護者が負担した場合の教育費というのか、この予算についての、どんなぐらいかかって大変だとか、これではやっていけないとか、そういう数字が知りたいと思ひますので、お願ひします。

○梶田 信三委員長

事務局。

○伊神 正文事務局課長

ざっとでございますが、新しい調整方針をとらせていただきますと、340万円ほど行政の負担が軽くなるというところでございます。

○梶田 信三委員長

事務局の説明は、公費負担分を尾西市と木曾川町にお願ひをすると300何十万円ぐらい軽くなるということですね。

○伊神 正文事務局課長

行政の負担が軽くなると。

○梶田 信三委員長

そういうことですね。

ほかにございませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

○梶田 信三委員長

では、ほかにはないようでございますので、このところにつきましても、お持ち帰りをいただいて、次回の委員会でご協議をいただくということをお願ひをいたしたいと思ひます。

続きまして、協議総文第16号、23-28、社会教育事業についてご説明をお願いします。
事務局。

○伊神 正文事務局課長

14ページをお願い申し上げます。

協議総文第16号、社会教育事業について、協定項目第23-28号でございます。調整方針を読ませていただきます。

社会教育関連事業については、それぞれの地域特性と経緯を踏まえながら、引き続き学習機会の提供等に努めるものとする。

(1) 生涯学習バス貸出事業については、現行のとおり継続するものとする。

(2) 結婚相談事業については、合併時に廃止するものとする。

(3) 体育協会及び体育指導委員については、合併後一定期間内に組織・事業を統合するものとし、体育行事については、統合・再編などの調整を行い、引き続きスポーツの振興に努めるものとする。

恐れ入りますが、社会教育事業の附属資料の方をお願い申し上げます。

項目1番、生涯学習バスの貸し出しでございます。これは、一宮市において2台確保いたしておりまして、社会教育関係団体、文化団体等に貸し出しを行っております。現行のとおりとするとさせていただきます。尾西市、木曾川町の住民の方にも使っていただけるということでございます。

次に、2の結婚相談業務の委託でございます。これは、一宮市と尾西市において結婚相談業務というのを、それぞれの団体に委託して行っておりますが、これは合併時に事業を廃止させていただこうということでございます。本来、行政がすべき事業かどうかということに鑑み、あるいは民業の圧迫であろうといったことで、合併時に廃止をとということで調整がなされております。

次に、3の主な講座、事業でございますが、成人教育、これは一宮市のみでございますので、このままでございます。

女性教育については、一宮市の制度に合わせるということで調整がなされております。

次の3の家庭教育推進事業でございますが、これは一定期間内に調整するとなっております。

4の子育て支援ネットワーク充実事業、名称は違いますが、これもそうでございますが、これらについては、ボランティア団体、いわゆる民間団体の兼ね合いがございまして、そのボランティア団体の方の意向もちょっと聞きながら調整してまいりたいということでございますので、一定期間ということでお時間を頂戴したいということでございます。

次に、5の生涯学習出前講座でございますが、これは一宮市と尾西市がやっております。合併時に統合するということでございますので、メニュー等の調整を図りながら、新市においても進めてまいりたいと考えております。

6の生涯学習誌発行事業でございますが、尾西市と木曾川町においては広報の刷り込みのみでやっておみえになりますが、一宮市の場合は、広報の印刷と別途、学習誌というの

を発行いたしております。これは一宮市の制度に合わせるといったことで、この生涯学習の学習誌というのは新市においても発行してまいりたいということでございます。

次に、7の成人式でございますが、それぞれ名称は違いますが、調整方針見ていただきますと、一宮市の制度に合わせるといったことで、一宮市においては、午前中に2回に分けて成人式を開催し、午後の時間帯、出身の中学校に戻って新成人のつどいを開催するといった形態で行われております。この形態に合わせて、新市においては実施していくといったことでございます。

青年文化教室は一宮市の制度に合わせるといったことでございます。

次に、9の相談活動事業、家庭教育相談事業でございますが、これは合併時に統合を図ってまいりたいということでございます。

4の博物館、美術館等でございますが、これは、それぞれ博物館、美術館、あるいは玉堂記念展示室と2市1町で設けてございますが、現行のとおりそのまま使用させていただくということでございますが、尾西市の三岸節子記念美術館においては、減免規定、無料扱い等がございませんので、これについては一宮市の博物館の減免規定等をそのまま適用させていただきたいということでございます。

はねていただきまして、3ページでございますが、それぞれ市町で特別展、企画展を実施しておりますが、これも現行のとおりとさせていただきます。次の博物館講座、美術館、資料館講座についても同様でございます。

次に、5の図書館でございますが、図書、資料の貸し出しでございます。これについては、よく見ていただきますと、一宮市の場合1人10点以内で、カセットテープ、CDは5点以内、ビデオは2点以内といったことでございまして、郵送貸し出しも一宮市の場合やっております。そういったことをもちまして、一宮市の貸出制度は住民の方にとって有利であろうといったことをもちまして、一宮市の制度に合わせるとさせていただきます。

次に、図書、資料の返却でございますが、一宮市の豊島図書館においては、図書館以外に地域文化広場、子ども文化広場、各出張所で返却可能といったことでございます。尾西市、木曾川町よりも返却場所が広うございますので、一宮市の制度に合わせるといったことで、こういった施設でも、新しい市において返却可能ということで対応してまいりたいということでございます。

次に、3の移動図書館事業でございますが、一宮市において移動図書館車というのがございます。これは市内36カ所を巡回しております。これも一宮市の制度に合わせるといったことで、尾西市、木曾川町のエリアの方にも足を運びたいといったことでございます。

次に、4ページの体育事業でございますが、体育協会、それぞれの市町においてございます。これも民間団体でございますので、合併時にというわけにはなかなかまいりません。一定期間内に統合するというので、しばらくお時間を頂戴したいと考えております。

2のスポーツ大会委託事業についても、これは体育協会の委託事業でございますので、上と合わせ体育協会が統合するまでは現状どおりということで、一定期間内に調整を図っ

てまいりたいということでございます。

3の一宮市体育指導委員連絡協議会、または体育指導委員会という名称になっておりますが、これについても民間の組織でございます。一定期間内に統合を図ってまいりたいということでございます。

次に、4のタワーパークマラソン、あるいはシティーマラソン、ジョギング大会でございますが、合併時に統合を図ってまいりたいということでございます。

5の各種スポーツ教室でございますが、市町直営の教室は、スポーツ施設管理公社事業に統合し、体育協会委託事業は一定期間内に調整するものとするということでございますので、直営につきましては、一宮市にありますスポーツ施設管理公社、こちらの方で統合し、事業を推進してまいりたいということでございます。しかしながら、体育協会へ委託する事業は、先ほどの体育協会の統合をもちまして、委託事業は一定期間に調整するものとするさせていただきます。

次に、6の運動会でございますが、一宮市においては連区ごとに運動会を開催いたしております。尾西市におきましては、市内6地区に分けて、春3カ所、秋3カ所ということで年6回実施しておみえになります。木曽川町においては、10月の第1日曜日、1回開催ということございまして、これにつきましても、開催方法、開催回数、ばらばらでございます。しばらくお時間を頂戴して、一定期間内に調整をさせていただきたいというものでございます。

次に、5ページでございますが、尾西市、木曽川町におきまして、木曽川流域スポーツ交流大会事業というのを行っておみえになります。木曽川町、尾西市が岐阜県の羽島市、笠松町と共同して行ってみえる行事のようでございますが、合併時にはいったん事業を廃止させていただいて、再開については新市において検討するものということでございます。お隣の岐阜県の合併協議も進んでおりますので、その動向等を見守りながら考えていきたいということでございます。

次に、木曽川町の8、体育委員制度でございますが、各町内から任期2年で選出し、町長から委嘱してみえるといったことでございます。主な事業といたしましては、体育祭やジョギング大会の補助を行うといったことでございますが、合併時に制度を廃止するとさせていただきますが、体育祭は今のところ統合されるまでは続けられますので、体育祭のお手伝いは今後も任意制度ということで、ご依頼申し上げて、お手伝いはお願いしていきたいと考えておるところでございますので、よろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

○梶田 信三委員長

はい、どうもお疲れさまでした。

ただいまの説明に対しまして、何かご質問等がございましたらお願いいたします。

はい、どうぞ。

○友定 良枝委員

1番の生涯学習バス貸し出しなのですが、現状、一宮市で2台なのですが、私もこ

れの予約をとったことあるのですが、今ですらちょっと予約とるのが、すごい確率が高いんですけど、尾西市、木曾川町が、もし一緒にこの2台を奪い合うとしたら、もうちょっと台数を増やしていただかないと、ちょっと成り立っていかないのではないかなと思うのですが、その点、教えてください。

○梶田 信三委員長

はい、事務局、どうぞ。

○伊神 正文事務局課長

これについては、確かに利用が多くて、ご希望されてもなかなかご利用いただけない状況であろうかと思えます。ただし、これは早い者順とかいうことではなくて、一定期間区切って抽選でやっておりますので、その意味では公平かなと思えます。また、新市においてバスの台数を増やしてといった考えは今のところ持っておりませんので、現状のまま2台でとりあえず行っていきたいということでございます。

○梶田 信三委員長

はい、ほかにございませんでしょうか。

はい、どうぞ。

○松村 真早美委員

2ページの一番上の段のところの小さい項目の4番の子育て支援の部分なのですが、母体はこれ恐らく違うはずなのですが、具体的にどのレベルまでそのネットワークで会議をされているのか、その内容を教えてください。

○梶田 信三委員長

はい、事務局。

○浅野 靖昌社会教育分科会長

失礼いたします。一宮市の生涯学習課長の浅野と申します。

名前がそれぞれ、子育て支援ネットワーク充実事業、あるいは幼児期家庭教育事業の中で子育てネット会議、それから、いきいき子育てグループづくり委託事業の中で子育て支援ネットワーク会議というようなことで書かれておりますが、これはそもそも県の委託事業ということで、各市町村でやりなさいと、こういうことでいただいておりますので、それぞれこういう名称で会議を持たせていただいております。

それで、内容につきましては、子育てネットワーカーという方、このネットワーカーにつきましては、県の養成事業が昨年度までございまして、それを受講された方がネットワーカーとして、これからママさんになる方、あるいは赤ちゃん、生まれたばかりの子供さんを抱えたフレッシュママ、そういった方を広報等で一宮市の場合は募集させていただいて、いわゆるフレッシュママ交流会とか、幼児期セミナーとか開催させてもらう中で、そうしたボランティアで子育てネットワーカーの方に入らせていただいて、いろいろなことを、子育てに関する相談やら指導やら、それから一緒に遊んだり、こういうようなことを教えていただくというようなことをさせていただいておりますが、この事業のもう一つの目的といたしましては、そのいわゆる仲間づくりといいますか、そういった小さな子供さん

を抱えたお母さん方が1人で孤立するのではなくて、こうした行政の設定した講座等に出席されて、その場で仲間、いわゆるグループというようなものをつくって、その後いろいろ自分たちの子育てに関することばかりでなくて、ネットワークの補助をするというような立場に立って広がりを見せていくというようなこと、そういった内容の事業となっております。

○梶田 信三委員長

課長ね、今のその事業は、各、一宮市でも尾西市でも木曾川町でも、その事業内容は大体同じことをやっているのですかというようなことをお聞きしたかったと。

○浅野 靖昌社会教育分科会長

今、ご説明させていただきましたように、名称は違いますけれども、一言で言いますと、今言ったような内容のことでやらせていただいております。

○梶田 信三委員長

はい、どうぞ。

○松村 真早美委員

木曾川町の場合は、これは行政の方が主体になるのです。多分、行政の方が皆さん入ってみえる会議になっているのですけども、一宮市と尾西市の方は、これ民間が主体というふうに私ちょっとお聞きしたのですが、それで間違いないのかということを確認したかったんですが。

○浅野 靖昌社会教育分科会長

一宮市、尾西市につきましては、ただいま民間と言われましたが、子育てネットワークの意味で会議をさせていただきますが、それに合わせて行政の立場でも、社会教育指導員が一宮市の場合おりますけども、それから、生涯学習係の担当が出向いて交流会等をさせていただきます。それで、木曾川町につきましては、その行政担当が主になって、いわゆるネットワークの数が何名ということで、やられておろうかと思えます。

○梶田 信三委員長

要するに、一宮市と尾西市は、ボランティアの方に依頼している部分が多い、木曾川町は町が主体的に取り組んでみえるということでしょう。

もっと簡潔に、簡単に言ってください。そういうことだと思えますが。

ほかにございませんでしょうか。

はい、どうぞ。

○友定 良枝委員

ちょっと細かいことなのですが、成人式についてお伺いしたいのですが、これ一宮市の制度に合わせるとなっていますが、例えば、木曾川町さんは中学校が1校しかないですよ。そうすると、わざわざまた中学校の場所を変えてやるということなのでしょう。それと一宮は人数が多いものですから2回に分けて成人式となっているのですが、尾西市はその点どうなのでしょう。それで、やっぱり15中学があると分かれる意味があるのですが、そんなに数がないと、この点は一宮市方式が一番いいかどうかというのは

ちょっとわからないのですが、そこも教えてください。

○梶田 信三委員長

はい、事務局。

○伊神 正文事務局課長

午前の部のいわゆる成人式の開催については、一宮市の市民会館を使って、尾西市、それから木曾川町の成人の方も一宮市民会館の方に出ていただくということでございます。それで、収容能力的にどうだということがございますが、担当の方で精査したところ、欠席者、それから、どうしても市民会館におみえになっても施設内に入られない方もおみえになりますので、これは1,600人の収容能力がございますので、何とか午前2回の開催でできるだろうということでございます。

それで、午後の各中学校に分かれてということは、これも改めてから2年ぐらいになりますでしょうか。なかなか成人式がわいわい騒いで、式典らしくないといったことで、本来の成人式の出席者の目的は、中学校のやはり同窓会といった趣が強いといったことを配慮いたしまして、午後の時間帯に出身の中学校に戻っていただいて、その屋内運動場で行事をするといったふうに改めさせていただいているところであります。ですから、これについても、尾西市、木曾川町のそれぞれの中学校にお戻りいただいて、学校で親交を温めていただくといったことで考えております。

○梶田 信三委員長

よろしいでしょうか。

ほかにございませんか。

ほかにないようでございますので、このことにつきましてもお持ち帰りをいただきまして、次回の委員会でご協議をいただくということでお願いしたいと思っております。

続きまして、協議総文第17号、協定項目。

(「委員長」と呼ぶ者あり)

○梶田 信三委員長

はい。

○服部 豊委員

もう5時30何分なので、この17、18は次回提案ということになりませんか。

○梶田 信三委員長

事務局、どうですか。はい、事務局。

○伊神 正文事務局課長

できれば、もうあと10分、20分頑張ってくださいたいと思います。

○梶田 信三委員長

昨日の厚生小委員会は結構時間かかったみたいですね。

すみません、説明だけちょっと、お聞かせいただいて、お願いしたいと。どうぞ。

○伊神 正文事務局課長

恐れ入ります。15ページ、協議総文第17号、使用料、手数料等の取扱いについて、協定

項目第15号でございます。調整方針を読ませていただきます。

(1) 使用料については、原則として現行のとおりとする。ただし、同一または類似する施設の使用料については、施設の規模、実態等を考慮し調整を図るものとする。

(2) 手数料については、住民負担の公平性を図るため合併時に統一するとさせていただいております。

協議附属資料、15、使用料、手数料等の取扱いをお願い申し上げます。

一番上の敷地内電柱等公共施設についてでございますが、これも若干差異がございますが、一宮市の使用料単価で統一するとさせていただいております。

次に、学校施設の使用料でございます。これは大きな乖離がございます、木曽川町はかなり高い金額を取っておみえになります。これは、合併時に一宮市の制度、料金に統一するといったことで、例えば一宮市の屋内運動場1時間240円といった単価にさせていただこうということでございます。

ただし、尾西市、木曽川町の土曜日午前の貸し出しについては一定期間内に調整するといったことが書かれておりますが、これはどういうことかといいますと、学校週5日制が施行されたことに伴い、土曜日の午前中については子供さんたちに開放しようといったことで、一宮市の場合は土曜日の貸し出しについては実施いたしておりませんでした。ところが、尾西市、木曽川町については貸し出ししておみえでありまして、既にもう使っておみえになる団体もございます。よって、これについては、今すぐ土曜日だめだよというわけにもまいりませんので、一定期間内に調整をさせていただきたいということでございます。

次の2ページの照明施設使用料、屋内運動場等でございますが、合併時に一宮市に料金を統一し、減免規定については新市において一定期間内に調整するとさせていただいております。一宮市の料金を使っていくわけでございますが、木曽川町の欄の下のところに、社会体育団体が使用する場合、半額の減免措置ありといったことが書かれております。この規定はもちろん一宮市、尾西市にはございませんので、この規定をどうするのかということについては、合併後調整を図らせていただきたいということでございます。

そのほか、この減免規定については、このただし書きがついておりますので、あとの説明については省略をさせていただきます。

次に、スポーツ施設使用料でございますが、原則として現行どおりとすると。ただし、木曽川町の総合福祉体育館の時間区分については、午前9時から13時、夜間17時から21時とし、冷暖房の使用料については、新市において一定期間内に見直すものとしてさせていただいております。

ちょっと飛びますが、4ページでございます。

スポーツ施設の使用料でございますが、一宮市の使用料及び尾西市、木曽川町の照明施設使用料については現行どおり、照明を使う場合はこのままの料金でいきますといったことでございます。ただし、尾西市、木曽川町の運動場（グラウンド）、テニスコート使用料については無料とするということでございますので、例えば、そのページの木曽川町民

運動場、あるいはサブグラウンドといったところは無料扱いと今後はなっただけです。ただし、照明使用料についてはいただくといったことをご理解を賜りたいと存じます。これが5ページ、6ページの上段までそうでございます。

それから、6ページでございますが、一宮市の光明寺公園球技場については現行のとおりとするということでございます。

7ページをお願い申し上げます。

プールでございますが、一宮市に温水プールと稲荷公園夜間プール、あるいは尾西市に市民プールがございます。この料金については現行のとおりとするということでございます。ただし、稲荷公園夜間プールの夜間営業及び尾西市民プールの夜間利用については廃止をさせていただこうということでございます。これはなぜかといいますと、開設当時は、夜間利用をできるプールはなかったということもございまして、夜間の利用をしていただいていたところでございますが、最近では、エコハウスとか一宮市の温水プールがございますので、こちらの方の利用に移行してまいりたいといったことございまして、稲荷公園と尾西市民プールの夜間利用については廃止をさせていただきたいということでございます。

7ページの中段から社会教育施設がずっとございまして、これも現行どおりでございます。現行のままの使用料を継続してまいりたいということでございます。9ページ、10ページも同様でございます。

11ページにおきまして、社会教育施設といたしまして、これは先ほどの話と重複いたしてまいりますが、一宮市の博物館と三岸節子記念美術館の料金を掲載させていただいております。先ほど説明いたしましたように、三岸節子記念美術館の方に観覧料の減免規定、無料扱いがございません。一宮市の制度に合わせさせていただくということで、減免規定もつけ加えさせていただこうということでございます。

その他といたしまして、木曾川町においては、役場について使用料を取って見えて開放してみえたということでございます。ただし、平成13年、14年度については実績がないということでございまして、これは合併時に廃止をさせていただこうというものでございます。

次に12ページでございますが、それぞれの証明等の手数料等をつけさせていただいております。大きな乖離はございません。概ね一緒でございますが、一つだけあります。中ほどに標識紛失による再交付というのがあります。これは、原動機付自転車のプレートをなくされた場合の弁償金といったものでございます。一宮市100円、尾西市250円、木曾川町200円となっております。合併時に木曾川町の制度に合わせると調整がなされております。

以上でございます。

○梶田 信三委員長

説明をいただきましたけども、何か疑問点ありましたらお願いしたいと思います。

なければ、このことにつきましても、お持ち帰りをいただきまして、次回の委員会でご協議をいただくということでお願いをしたいと思います。

次に、総文の協議第18号の補助金、交付金の取扱い、最後の案件でございましょうか、これについて説明を、事務局、お願いします。

○伊神 正文事務局課長

16ページをお願い申し上げます。

協議総文第18号、補助金、交付金等の取扱いについて、協定項目第17号でございまして、

調整方針でございまして。補助金、交付金等については、従来からの経緯、実績等に配慮し、調整するものとする。

(1) 2市1町で同一あるいは同種のものについては、関係団体等の理解と協力を得て、できる限り早い時期に統一の方向で調整する。

(2) 各市町独自のものについては、従来の実績を尊重し、市域全体の均衡を保つように調整する。

(3) 整理統合できるものについては、整理統合するよう調整するとさせていただいております。

この補助金、交付金等につきましては、この総務文教小委員会のみならず、11月のすべての小委員会にかけさせていただいております。同時期にかけさせていただいておりますので、よろしくお願い申し上げます。

附属資料の方をお願い申し上げます。

このところで、4ページから6ページにわたって、補助金、交付金の一覧をつけさせていただいております。今回、この中で、住民の方に直結するもの、あるいは重要と思われるものを1ページから掲載し、ご説明したいと考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。

1ページをお願い申し上げます。

防犯灯の補助でございまして。これは、防犯灯の新設あるいは維持費、補修費に補助を出しているものでございまして。金額を見ていただきますと、例えば蛍光灯で、一宮市が1万2,000円、尾西市が2万2,000円、木曾川町は1万8,000円ということです。一宮市が一番安いということでございまして、一宮市のその下を見ていただきますと、白熱灯、蛍光灯で1,080円の年間の維持費が出ております。水銀灯については1,490円出ております。長期的に見ていただければ、維持費が出ることによって、一宮市の制度が有利であろうといったことが言えると思います。それをもって一宮市の制度を適用するものとするさせていただいております。

ただ、尾西市の中段以降に、防犯ベル、サイレンの設置費補助、補助率4分の1、5万円程度といったことがございまして。これは、5世帯以上、共同で設置するサイレン、そういったものの設備を統一された場合に5万円の補助があります。それと、防犯及び交通安全器具、装具の購入費補助でございまして、補助率3分の1、1万円限度というのがございまして、これについての尾西市の利用はないといったことで、掲載をさせていただいております。

次に、2の奨学金制度でございまして。これも一宮市と尾西市にある制度でございまして。

一宮市においては、中学校から高校へ行く人に対して、いろんな要件はございますけども、奨学金を年額6万円、お出ししているということでございます。それは、財産と書いてございますが、貴船に土地がございまして、この借地料が年間150万円ほど入ってまいります。これを原資として現在24人の方に奨学金をお出ししているということでございます。

尾西市におきましては、冠にありますように、尾西オーシマ奨学資金、あるいは2ページの方に木全育英資金といったことで個人の名前がついてございます。これも先ほどの墨さんと同様、大島さん、木全さんという方から、それぞれ高校、あるいは大学に在学する尾西市の住民の方に対して、こういった資金、基金をもって奨励金、奨学金を出していただきといった趣旨のもとでご寄附いただいたものであります。オーシマ資金については年額10万円、木全育英資金については年額20万円出しているということでございまして、これにつきましても、先ほどの墨さんと同様、個人の意思を確認させていただくということで、尾西オーシマ奨学資金、木全育英資金の取り扱いを含め、あるいは金額を含め、2年以内に調整を図らせていただきたいということでございます。

次に、2ページの一番下でございます。私立高等学校等授業料助成事業でございます。私立高等学校等に在学している生徒の授業料を負担している保護者に対して助成金を交付するといったもので、2市1町とも同様の施策が行われております。調整方針見てくださいと、助成の要件は一宮市に合わせ、助成金額については木曾川町の制度に合わせると調整がされております。

3ページを見ていただきますと、要件は一宮市に合わせてといったところは、3ページの一番上、対象者でございますが、一宮市は愛知朝鮮中高級学校（高等部に限る）となっておりますが、こちらに在学の方にもお出ししているといったことで、より幅広いといったことで一宮市。あるいは木曾川町は助成金が1万円といったことで、これも若干尾西市との考え方と乖離はございますけども、所得制限なしの年額1万円といった助成金額が出されておりますので、この助成金額につきましては木曾川町に合わせるといった調整方針でございます。

以上でございます。

○梶田 信三委員長

事務局の方からの説明が終わりましたけれども、皆さんご質問等がございましたらお願いいたします。

では、このことにつきましても、またお持ち帰りをいただきまして、十分また精読をしていただいて、次回の委員会で協議をいただくということでお願いをいたします。

それでは、その他といたしまして、総務文教小委員会の日程について、事務局から説明をお願いします。

はい、事務局。

○森 輝義事務局長

それでは、次第の最後のページ、17ページ資料17をご覧くださいと思います。その

他につきましてご説明を申し上げます。

次回、「第4回総務文教小委員会」は、平成15年12月19日金曜日午後3時からを予定しております。開催場所については、本日と同じこの場所でございます。また改めまして文書でご案内申し上げますので、よろしくお願いいたします。

その他につきましては、以上でございます。

○梶田 信三委員長

はい。

○川井 勇副委員長

委員長さん、服部先生が、先ほど、この程度でというお話をされましたが、恐らくこれ、お持ち帰りの提案は今の時間以上にかかりますので、その辺のところ、ちょっと。

○服部 豊委員

そうそう、余り詰め込み協議にならないように。

○川井 勇副委員長

3時からでしょう、今日は2時からやっています。

○梶田 信三委員長

事務局、いかがですか。

○伊神 正文事務局課長

この時間調整は、各委員さん、特に議会選出の委員さんのお時間等を調整させていただいて決めさせていただいた時間でありますので、変えることによって、支障が出てくるのではないかなと思います……

○川井 勇副委員長

いやいや、後から遅くなるよということを断つとかないかんよということなんだ。

○伊神 正文事務局課長

そうですね。

○梶田 信三委員長

今のご意見は、今までの委員会は、多分この昼間の会議でしたら5時ぐらいまでが普通だろうと。5時以降、また、それぞれの委員の皆さん、ご予約があるので、余り遅くならないように、その辺の調整をお願いしたいというご意見でありますので、この案件というか、議論の中身によっては、かなり項目がたくさんありますので、遅くなる可能性がありますので、予め遅くなるということであれば、例えば、あとの部分はその次に回すなり、その辺の調整を若干事務局、考えてください。いいですかね。

事務局。

○伊神 正文事務局課長

この総務文教小委員会のみならず、今回かけさせていただいたのは、12月の小委員会で、できますならご決定いただいて、年明けの我々の住民説明会、あるいは尾西市の住民投票に間に合うようにご決定いただいて、住民の方にご説明していきたいと考えておりますので、その12月の次回の19日で、今おかけしたものを決定いただきたいのではありませんが、

どうしてもそのときに決定できない、これは承服しがたいといった委員さんの意見が多ければ、住民説明会に重要な項目を省略するわけにはまいりませんので、急遽、25日が全体の協議会ですので、19日から25日までの間で日程調整をさせていただいて、再度もう一回決定をしてということも可能性としてはあるかと考えております。

○梶田 信三委員長

今のお話の1点は、今日の委員会のご案内を差し上げたときに、当初からある程度、案件が多いので、「今日の会議は少々延びます」ということを各委員さんに予めご案内をしてあればいいのですが、それは多分ないと思うのですね。ですから、もし、そういうことをあらかじめご了解いただいた上で時間配分してください。そうでないと、それぞれご予定がありますので、ひとつよろしくお願いします。

はい。

○服部 豊委員

それと、ただ単に遅くなるのがいけないとか、そういうことを申し上げるのではないのです。やっぱり余りにも盛りだくさん過ぎると、論議が散漫になってくるというか、おざなりになりがちなものですから、きっちりした論議をするためには、余り一度に出さないでほしいなということも思ったのですが、今この尾西市の住民投票等のことを考えると、この辺まで決めていきたいという事務局の意向もあるようですので、そうであれば、やはりきちんと時間を確保できるようなことをしていただきたいと思います。今度3時からですか、3時からというのでは、これは。もうひたすら上げていってくれと言われているようなものです。

○梶田 信三委員長

事務局。

○伊神 正文事務局課長

3時からの設定ということで、議会選出の委員さんのご都合ということをお願いしましたが、ちょっと私勘違いしておりました。

19日は一宮市議会の閉会日でございますので、そのところを考慮に入れまして3時からとなっております。ですから、大変ボリュームがあつて申し訳ありませんけれども、次回もちょっとお時間がかかるかもしれませんが、よろしくお願ひしたいと思います。

○服部 豊委員

では、覚悟して出てくることにします。

○梶田 信三委員長

どうも長時間ご熱心にご協議をいただきましてありがとうございます。

本日はこれにて終了させていただきます。本当にご苦労さまでした。

午後5時52分 閉会

会議の経過を記載して、相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成15年12月17日

会議録署名委員 梶 田 信 三 (自署)